

令和 3 年

第 5 回飯舘村議会定例会会議録

自 令和 3 年 8 月 30 日  
至 令和 3 年 9 月 10 日

飯 舘 村 議 会

令和3年第5回飯館村議会定例会会期日程

(会期12日間)

日次	月日	曜	区分	開議時刻	日 程
第1日	8.30	月	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明 4. 決算審査特別委員会の設置 及び付託 5. 決算審査特別委員の選任
第2日	8.31	火	休 会		議案調査
第3日	9.1	水	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番）
第4日	9.2	木	休 会		議案調査
第5日	9.3	金	休 会		議案調査
第6日	9.4	土	休 日		
第7日	9.5	日	休 日		
第8日	9.6	月	決算審査 特別委員会	午前9時	令和2年度一般会計及び各特別会計決算審査（個別説明）
第9日	9.7	火	決算審査 特別委員会	午前10時	令和2年度一般会計及び各特別会計決算審査（総括質疑）
第10日	9.8	水	決算審査 特別委員会	午前10時	令和2年度一般会計及び各特別会計決算審査（総括質疑）
第11日	9.9	木	休 会		議案調査
第12日	9.10	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 議案審議 閉 会



令和3年8月30日

令和3年第5回飯舘村議会定例会会議録（第1号）

令和3年第5回飯館村議会定例会会議録（第1号）						
招集年月日	令和3年8月30日（月曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	令和3年8月30日 午前10時00分				
	閉議	令和3年8月30日 午前11時13分				
心（不心） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不心招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	長谷川芳博	○	2	佐藤健太	○
	3	長正利一	○	4	佐藤一郎	○
	5	高橋孝雄	○	6	高橋和幸	○
	7	渡邊計	○	8	佐藤八郎	○
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	3番 長正利一		4番 佐藤一郎			
職務出席者	事務局長 細川亨		書記 伊藤博樹		書記 小林徳弘	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡誠	○	副村長	高橋祐一	○
	総務課長	高橋正文	○	村づくり 推進課長	村山宏行	○
	住民課長	山田敬行	○	健康福祉課長	石井秀徳	○
	産業振興課長	三瓶真	○	建設課長	高橋栄二	○
	教育長	遠藤哲	○	教育課長	佐藤正幸	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	農業委員 会長 農務局 局長	三瓶真	○
	農業委員 会長	菅野啓一	○	選挙管理委員 会長 書記	高橋正文	○
選挙管理委員 会長 委員	伊東利	○	代表監査委員	高野孝一	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和3年8月30日（月）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 決算審査特別委員会の設置及び付託
- 日程第 5 決算審査特別委員の選任

## 会 議 の 経 過

### ◎開会の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第5回飯舘村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

### ◎開議の宣告

議長（菅野新一君） これから、本日の会議を開きます。

### ◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程及び議案はお手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

本定例会に村長から送付ありました議案は予算案件3件、決算認定6件、条例案件1件、その他案件2件の計12件であります。

次に、閉会中の特別委員会の活動状況であります。7月29日に東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会、同日に議会改革特別委員会が開催されております。

次に、8月25日に議会運営委員会が本定例会の会期・日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、今定例会の一般質問の通告は4名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、議長公務及び議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、3番 長正利一君、4番 佐藤一郎君を指名します。

### ◎日程第2、会期決定の件

議長（菅野新一君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から9月10日までの12日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月10日までの12日間に決定しました。

### ◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（菅野新一君） 日程第3、村長提出の議案第73号から議案第84号を一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日ここに、令和3年第5回飯舘村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ち、6月議会定例会以降の村政の主な動きについてご報告いたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策の最前線で懸命に取り組んでおられる医療従事者の皆様に、改めて深く敬意と感謝の意を表します。

連日の報道にもあるとおり、新型コロナウイルス感染症の新規感染者は、福島県内で連日3桁を前後する数に上っており、幾つかの指標は既にステージ4、感染者の爆発的な感染拡大状況を示しております。

本村に居住されている方においても、7月下旬から8月初旬にかけて、2名の陽性者が確認されているほか、先日、いわき市、郡山市に続き、多くの村民が避難している福島市がまん延防止等重点措置の対象区域に指定され、本村も感染の波の真ただ中にある状況であります。

なお、保健所の調査により、村内居住の陽性者2名の方については、ほかに濃厚接触者はおらず、ほかの方への感染拡大にはつながっていないことを確認しているところであります。

こういった状況を踏まえ、8月3日に開催した飯舘村新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、8月、9月に予定されていた、いいたて夏まつり、までい館4周年祭withふかや風の子広場1周年、第4回福祉チャリティー祭り、そして飯舘村敬老会を、苦渋の決断ではありましたが中止の決定をし、即日、全世帯の皆様には郵送にて周知をさせていただいたところであります。

また、8月8日付の福島県非常事態宣言を受け、村としても、全村民に不要不急の外出の自粛、不要不急の集会等の自粛、都道府県をまたぐ旅行・帰省等の自粛、ワクチン接種を終えてもマスク・手洗い・うがいなどの対策を継続すること、ご家庭内・ご家族での対策の徹底について、村ホームページやお知らせ版等を通じてお願いをしているところであります。

村民の皆様にも、度重なる感染症対策のお願いを申し上げるのは大変心苦しい部分もありますが、今は一日も早くこのコロナ禍を終息させ、皆様が安心して笑顔で語り合える日が訪れるように、今なすべきことをなす、という決意に基づくものでありますので、特段のご理解とご協力のほどをお願いするものであります。

なお、村としても、速やかなワクチン接種に向けての各種調整をさらに加速させてまいります。

村民の皆様にも、いま一度、自らができる感染しない・感染させないためのマスク・手洗い・うがいなどの基本的な対策の実践を粘り強く徹底していただきたく、重ねてお願いを申し上げます。

次に、任期満了に伴う飯舘村議会議員一般選挙についてです。

飯舘村議会議員一般選挙は、9月18日告示、9月26日投開票の日程で執行されますが、議員の皆様には、ふるさと飯舘村の力強い再生と発展のために、昼夜を分かたず懸命に取

り組んでいただいております。そのたゆまぬ活動に対し、改めまして心から敬意と感謝を申し上げます。

今回、任期満了をもって勇退をされる方、また引き続き議員を目指される方、それぞれ歩み方は異なっても、ふるさと飯舘村の力強い再生と発展という同じ頂に向かって、引き続き大所高所の視点からのご指導、ご支援のほどを心からお願いするものであります。

次に、各課の主な動きについて報告をいたします。

まず、総務課関係です。

初めに、7月7日に交流センターにおいて、第2回行政区長会を開催いたしました。会議では、各課の主要事業等の説明を行い、各行政区から要望やご質問をいただいたところでもあります。

次に、7月15日に、飯樋地区に整備を進めてきた飯舘村地域防災センターの内覧会を開催いたしました。同センターは、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故の記録・伝承に加え、村の防災拠点としての機能を旧飯樋小学校の改修に併せて整備したものであります。収容人数は、屋外の野営場と合わせて330人で、120台の駐車場を備えており、有事の際は避難所として活用し、平時においては地域の防災組織や地域コミュニティの活動拠点としても活用していくこととしております。

次に、7月28日、令和2年度末をもって村消防団を退職された団員の皆様に退職報償金を交付しております。長年の消防活動に対し、心から感謝を申し上げるものであります。

次に、村づくり推進課関係です。

村が整備を進めてまいりました深谷地区復興拠点内に、ドッグラン「わんこの庭のびのび」が完成しました。

7月17日に現地において、議長をはじめ地権者の方々等にお集りいただき、竣工式を執り行ったところであります。また、竣工式の後に行われましたファーストランでは、愛犬家の方々が、飯舘村わんだフルまでい大使じゃがいもや、久々に一堂に会した親子犬など、愛犬らと一緒に、コロナ禍ではありますが、ドッグランを通じての交流、心温まるセレモニーとなったところであります。今後は、道の駅やふかや風の子広場と連携しながら、多くの村民の皆様、また村外の愛犬家の方々に親しまれる施設となるよう運営してまいります。

なお、用地取得から実に7年、ドッグランの完成をもって、ひとまず深谷地区復興拠点における整備は全て完了したところであります。

次に、今年度新たに創設されました福島県12市町村移住支援金についてであります。

去る7月1日に福島県が、ふくしま12市町村移住支援センターを立ち上げ、本村を含む福島県内の被災12市町村に限定した福島県12市町村移住支援金の受付を開始しました。これは、県外からの移住希望者を対象として、単身であれば最大120万円、世帯であれば最大200万円の支援金が福島県から支給されるものであります。

本事業における村の役割としては、村への移住を希望する方の申請の窓口となり、事務を取り扱う福島県12市町村個人支援金コンタクトセンターに取り次ぐもので、具体的な支援は、ふくしま12市町村移住支援センター及び福島県12市町村個人支援金コンタクトセン

ターが所管することとなっております。

今後、関係機関と密に連絡を取り合い、村への移住を希望する方がスムーズに支援を受けられるよう努めてまいります。

次に、宇宙エゴマの帰還式について報告します。

5月に出発式を実施し、6月にアメリカに渡った後、国際宇宙ステーションに打ち上げられた飯舘村産のエゴマが、このたび村に帰還をいたしました。8月23日に、生産者お二人の立会いの下、東北復興宇宙ミッション2021実行委員会委員長である山崎直子宇宙飛行士の直筆署名入り宇宙フライト証明書とともに受理をしたもので、村ではじゅうねんと呼ぶエゴマであり、震災からの10年とも重なる貴重な宇宙エゴマでありますので、来年春の播種、そして収穫、加工など、多くの方々に携わっていただき、新たなふるさと産品に育て上げていきたいと考えております。

次に、商工観光関係です。

先般創設しました、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げの減少した商工業者向けの補助金、事業継続支援金ではありますが、7月末までに22件の申請がありました。商工会に受付窓口を担っていただいておりますが、今後も各事業者の皆様にとってできるだけ簡便な申請交付の手続を進めてまいりたいと考えております。

次に、県の事業再開・帰還促進事業の交付金を受け、6月1日から、いいたてプレミアム付商品券を販売しております。7月末までに、村民や村内事業所に勤務している方に、9,077冊を購入していただきました。この交付金を活用したイベントとして、8月8日に、道の駅までい館において、村商工会の主催で、いいたて夏まつりを開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、苦渋の決断ではありましたが、中止とさせていただいたところであります。

次に、宿泊体験館きこりの宿泊状況ですが、平成29年7月から本年7月末までの宿泊者数は7,722人、入浴施設は、平成28年3月から本年7月末までに3万1,568人が利用し、村民の憩いの場、交流の場となっております。今年2月の福島県沖地震による被害があり、宿泊棟は閉鎖しておりますが、大浴場、会議室などについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底しながら、施設運営を行っているところであります。

次に、いいたて村の道の駅までい館の状況ですが、平成29年8月12日にオープンしてから7月末までのレジ客数は、までい館が42万4,069人、セブンイレブンが105万300人となっております。

次に、ふかや風の子広場についてですが、8月9日に1周年を迎え、7月末までに9,094人のご来場をいただいております。

各施設とも新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながらの営業となっておりますが、今後は、道の駅までい館、ふかや風の子広場、ドッグランのびのび、各施設の連携を密にし、交流人口の拡大、地域の活性化につなげてまいります。

次に、住民課関係です。

初めに、村税の課税状況であります。8月1日現在で、村民税2,261件、固定資産税2,213件、軽自動車税3,675台、国民健康保険税79件、介護保険料62件となっております。

また、村では、村税や上下水道料等の確実な期限内納付につながる口座振替を今まで以上に推進していくために、口座振替キャンペーンを実施しております。口座振替は、納税者・納付者にとって納期ごとに出かける手間や納め忘れる心配がなくなり、また納付時に人に会う必要がないことから、新型コロナウイルスの感染リスクの低減につながるメリットがあります。

本年4月から、振替が可能な金融機関を増やし、かつ全支店で口座振替ができるようシステムの改修作業を進め、これまでのJAふくしま未来、あぶくま信用金庫、ゆうちょ銀行に加え、新たに3件、東邦銀行、大東銀行、福島銀行の金融機関との調整が終了したところであります。

これを受けまして、新規に口座振替を登録された方をはじめ、口座登録条件に該当する方を対象として、道の駅までい館の商品券2,000円分を贈呈するキャンペーンを、年内までの申込期間で実施しております。この口座振替キャンペーンにより、確実・便利・安全な口座振替の登録者を増やしていきたいと考えております。

次に、村民の帰還状況ですが、8月1日現在の村への帰還者は643世帯、1,241人で、帰還率は約24.4%となっております。これに震災後の転入者190人といたてホームの入所者等を合わせ、村内の居住者は772世帯で1,477人となっております。

次に、避難を継続している方の状況ですが、県外に184人、県内は福島市に2,254人、南相馬市に311人、伊達市に274人、川俣町に262人、相馬市に141人など、合わせて3,419人となっております。

次に、健康福祉課関係です。

まず、新型コロナウイルスワクチン接種状況についてであります。今年度は副反応に備えて救急医療を受けられる体制整備を最優先にすることなどの方針を定め、避難先に居住される方は避難先での接種を、村内にお住まいの方は福島市内での接種を進めてきております。この結果、8月27日現在で、65歳以上の高齢者の1回目接種完了率は全体で1,765人、87.6%となっております。内訳としては、村内にお住まいの方の1回目接種率が750人、89.5%、村外にお住まいの方の1回目接種率が1,015人、86.3%となっております。また、高齢者を含む12歳以上の全年代の村民の接種状況ですが、8月27日現在で、1回目接種完了は、全体で2,710人、57.2%となっており、内訳としては、村内にお住まいの方の1回目接種率が975人、68.0%、村外にお住まいの方の1回目接種率が1,735人、52.5%となっております。

なお、現在、各自治体において職域での接種や中高生の夏休み期間の接種等が進められているところではありますが、国のワクチン供給が不透明であるため、一時的に予約受付が停止されるなどの大変苦しい状況が見受けられるのも事実であります。

そういった中で、村は協定を締結している福島市と継続して協議・連携を続け、福島市への移動が必要となる村内居住者については、福島市の接種計画とは別に、福島市内のあづま脳神経外科病院において、年齢を問わない接種を進めることで調整をしているところでもあります。

次に、令和3年度の集団健診を、7月14日から21日までの6日間、16歳以上の全村民を

対象に、いちばん館を会場に実施いたしました。今年度においても、コロナ禍での実施であったため、感染防止対策を徹底して実施しましたが、昨年度より32名増の941人の方に集団健診を受診いただいたところであります。

なお、集団健診未受診者については、福島市内では9月末まで、相双・伊達方部では12月まで、医療機関での受診が可能となっております。また、健診の結果、指導が必要な方には、家庭訪問や電話で健康づくりを支援し、未受診の方には個別に受診勧奨の案内を送付するなど、今後とも受診率の向上を図るとともに、村民の健康管理に努めてまいります。

次に、村内に居住されている皆様を対象に、村内での憩いの場の充実を図るため開設しているサポートセンター事業も開設以来4年となり、利用登録者も117名となっております。

なお、今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る1回目の福島県非常事態宣言の際に、5月14日から5月末まで利用を一時休止したほか、8月8日からの2回目となる福島県非常事態宣言とその延長措置により、現在は9月12日まで利用を休止することとしておりますが、稼働期間中の利用者は、1か月当たり200人を超える状況となっております。

次に、震災当時に住んでいた住居を全て解体された方や、解体後住居を取得された方への被災者生活再建支援金については、令和3年7月31日現在、921件の申請となっております。

さらに、帰村されている方で、村外のデイサービス等を利用される方に対して施設までの送迎を行う村外在宅サービス等送迎事業は4年目を迎え、現在、月平均101名ほどの方にご利用いただいているところであります。

次に、産業振興課関係です。

まず、農政関係です。

今年度は農業委員並びに農地利用最適化推進委員の改選の年でありますので、各行政区に委員の推薦をお願いしながら、広報いいたてお知らせ版等で委員の募集を行ってまいりました。

そして、さきの6月議会定例会において、農業委員の任命について同意をいただきましたので、去る7月8日に開催されました農業委員会臨時総会において、新しい農業委員7名に辞令を交付したところであります。また、その席上で、委員の互選により、会長に菅野啓一氏、会長職務代理者に西尾ツネ氏が選任されております。

さらに、農地利用最適化推進委員につきましても、去る7月20日の農業委員会定例総会で12名に、さらに8月20日の同じく定例総会において追加で1名に、菅野会長から委嘱状が交付され、新体制によります農業委員会がスタートしております。

次に、今年の水稲の状況です。今年の主食用米、飼料用米、ホール・クロップ・サイレージ用稲の作付面積は、昨年度の13地区約129ヘクタールから、14地区約176ヘクタールまで拡大しております。梅雨により雨が続いた時期もありましたが、7月末から続く晴天により、生育状況が好転することを見込んでいるところです。

次に、野菜等については、品目に応じて県の緊急時モニタリング検査、または村の自主

検査のいずれかを受けることになっており、7月末までにキュウリ、ナス、パレイショなど67品目、321点の検査を実施しております。

また、村内で生産した自家消費用の野菜についても、いちばん館や各行政区に設置した非破壊式検査機による検査を受けるよう各農家に周知・指導しているところであり、多くの農家の皆様にご利用いただいております。

次に、農地の保全管理についてですが、福島県営農再開支援事業による、担い手への農地集積に向けた準備として、10アール当たり1万2,000円の事業を昨年度に引き続き実施しております。今後も村民への制度の周知等に努め、農地の保全管理を図ってまいります。

次に、鳥獣被害対策関係ですが、今年も4月に鳥獣被害対策実施隊を編成し、7月までにイノシシ111頭を駆除したところでもあります。また、村内で農業に携わる方の圃場については、ご希望に応じて順次、電気牧柵や猿対策用フェンスの導入を進めているところがあります。また、今年度から、猿対策プロジェクトチームを立ち上げ、猿対策用の大型の箱わなを購入したところでもあります。現在、捕獲隊と協議しながら設置場所の選定ほか活用について調整を進めているところでもあります。

次に、農地中間管理事業を活用した農地の利用集積ですが、昨年度までに上飯樋地区及び関根・松塚地区において、約169ヘクタールの農地を集積し契約を締結しております。今年度は、7月に草野地区で27.1ヘクタールの農地集積を公告しているほか、今後、伊丹沢地区、飯樋町地区、前田・八和木地区、大久保・外内地区において、農地利用集積を進めることとしております。

なお、今年度は合計で5地区、324ヘクタールを意欲ある担い手に集積する計画となっております。

次に、建設課関係です。

まず、農業集落排水・管路災害復旧事業については、飯樋地区と草野第1地区を昨年度までに完了し、今年度は草野第2地区について着手しているところでもあります。

次に、村道の草刈り関係ですが、行政区で実施する住民参加型環境保全事業をご活用いただき、14行政区において、1回目の草刈りが完了し、2回目の草刈りを10月に実施する予定となっております。また、その他の路線は、村内業者への委託により進めております。また、国道県道については、道路愛護交付金により、地元での対応が可能な9行政区、約33キロメートルについて草刈りを実施しております。

次に、今年度4年目となります、生活環境整備事業の村道機能回復工事（舗装工事）ですが、現在、23路線、約21.7キロメートルの工事について、11月末の工事完了を見込んでいるところでもあります。

次に、農林土木関係ですが、営農再開支援・水利施設等保全事業のいわゆる側溝土砂上げ等については、予定している行政区は今年度に完了する予定です。

農業基盤整備促進事業につきましては、現在9地区の工事を発注しており、各行政区において発注後の説明会を、順次開催しながら進めております。

ため池の放射性物質対策工事については、今年度11か所のため池について工事を完了する予定であります。

農道、林道の舗装工事においては、現在3路線の工事を進めており、今年度の完了を見込んでいるところであります。

次に、教育委員会関係です。

まず、学校及びこども園の状況に関してですが、新型コロナウイルス感染症対策を徹底することにより、1学期中の教育・保育活動については、ほぼ例年どおりの活動が行われてきており、2学年の村役場・村内企業等の探検学習や、9学年の柏餅づくりなどの「いいたて学」についても、地域の方々にご協力をいただきながら取り組むことができいております。また、夏休み明けの2学期からの活動についても、順調にスタートしているところであります。

夏休み中の動きであります。例年行っている、村教職員を対象とした研修会を8月2日に実施しております。今年度は新型コロナウイルス対策として、文部科学省教育制度改革室白井室長及び、東京大学大学院溝口教授にはオンラインにてご講演いただくなど、研修のスタイルを工夫しながら実施してきたところであります。

また、8月3日には、昨年度及び今年度から村の学校、こども園に赴任された教職員を対象に、村内めぐり研修会を開催しております。村内めぐりは大火山の風力発電施設、山津見神社、村民の森あいの沢等を研修し、子供たちに「いいたて学」を学ばせるものとして、村の文化や伝統、復興再生の状況を現場で体感していただいたところであります。

次に、生徒の学習状況ですが、受験を控える9学年の学力の向上と苦手教科の克服、希望進路の実現を応援するため、上智大学生の協力をいただき、8月3日から6日の4日間、オンライン通信による夏の学習会を開催いたしました。学習会では、それぞれの苦手科目を攻略するため、数名のグループをつくり、英語や数学を中心とした集中的な学習や英会話などを行っていただきました。また、2学期以降につきましても、引き続き、月1回のオンライン学習支援をいただくこととしております。

次に、PTA主催による「いいたてっ子夏祭り」ですが、直前まで準備が進められていたものの、7月28日の福島市における新型コロナウイルス感染症集中対策の発令を考慮した結果、兄弟関係の不特定の方が集まることなど参加者の不安感が懸念されるとし、誠に残念ではありますが、昨年度に引き続き、今年度も実施が見送られております。

次に、学習環境であります。7月12日よりタブレットの持ち帰り学習を開始しております。持ち帰りの初日には、ご家庭での使い方の第1段階として、家庭でのタブレットの使い方と注意点のお知らせ及び運動会の様子を撮影・編集した内容などをご家庭で見いただき、タブレット操作に慣れていただくことから始めましたが、今後は、個別の学習能力に合わせた家庭学習や保護者との連絡手段など、活用範囲を広げてまいります。

次に、生涯学習課関係です。

まず、施設の利用及び事業の実施に当たっては、いわゆる3密状態にならないよう、定員の半分以下での利用や、部屋の換気を十分行うとともに、マスクの着用や手洗い、検温、手指消毒、施設使用後の消毒などにご理解とご協力をいただきながら、ご利用をいただいているところであります。

次に、事業の実施状況ですが、7月3日から「わくわく農業体験塾」を実施してござ

す。この事業は、帰村した方や移住された方を主な対象者として、農業体験を通じた新たなコミュニティづくりを目的としており、収穫した野菜を使った料理教室も予定しているところでもあります。

文化関係では、7月9日に寄せ植え教室を、7月13日にはオカリナ教室を実施し、それぞれ31名、10名が参加しております。

スポーツ関係では、7月18日にはテニス教室を、8月7日、8日にはいいたて希望の里学園でプール開放事業を開催し、それぞれ15名、35名が参加しております。

パークゴルフ場の利用状況は、4月24日から8月23日までに1,262人の利用があったところでもあります。

パラリンピック関係では、7月19日から8月11日にかけて、いいたて希望の里学園の児童生徒による「希望の火」、大火山クロス発電所の電気から着火した「再生の火」、移住された鍛冶屋さんが鉄を手づちで何度もたたいてつくった「復興の火」の3つの火を採火しました。そして、8月11日にこの3つの火を一つにする集火式を行い「飯舘の火」としたところでもあります。

多くの村民が関わってともされた「飯舘の火」は、その後、各市町村からの火と合わさって「福島県の火」となり、開催都市の東京へ送られ、パラリンピックの聖火となったところでもあります。

一方、新型コロナウイルスの影響で、小学5、6年生を対象とした「いきいきわくわく学びの旅事業」、ラオス・パラリンピック水泳選手の事前合宿、オリンピックのソフトボールと野球の観戦事業、グラウンドゴルフスポーツ交流会を中止しているところでもあります。

それでは、提出いたしました議案につきまして、その概要をご説明いたします。

議案第73号は、令和3年度飯舘村一般会計補正予算（第4号）です。既定予算総額に9億9,797万3,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を146億5,186万9,000円としました。

歳出の主な内容は、総務費の総務管理費に2,145万5,000円、民生費の社会福祉費に2,089万円、農林水産業費の農業費に1億6,006万1,000円、災害復旧費の公共土木施設災害復旧費に7億1,770万4,000円などを計上しました。歳入には、地方交付税、国県補助金、基金繰入金、繰越金、村債を充てております。

議案第74号は、令和3年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）です。既定予算総額に234万3,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を1億8,769万7,000円といたしました。

議案第75号は、令和3年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第2号）です。既定予算総額に8,504万7,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を11億7,056万6,000円としました。

議案第76号から議案第81号までは、令和2年度飯舘村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についてです。

一般会計の決算額は、歳入総額177億2,167万9,000円、歳出総額163億9,075万2,000円で、

歳入歳出差引き13億3,092万7,000円の黒字決算です。そのうち繰越明許費の財源とすべき3億1,955万1,000円を差し引いた実質収支は10億1,137万6,000円です。その中から財政調整基金に5億5,000万円を積み立てております。

議案第82号は、飯舘村手数料徴収条例の一部を改正する条例です。これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されたことによるものであります。

議案第83号は、飯舘村消防団小型ポンプ付積載車の取得についてです。8月20日に3社による指名競争入札を行った結果、福島消防資材株式会社が落札しましたので、その物品購入契約について議決を求めるものであります。なお、契約金額は2,687万5,076円です。

議案第84号は、飯舘村過疎地域持続的発展計画の策定についてです。これは、令和2年度末で過疎地域自立促進特別措置法が失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、飯舘村過疎地域持続的発展計画を策定するものであります。

以上が、提出しました議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

#### ◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案についての説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時40分）

#### ◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時09分）

#### ◎日程第4、決算審査特別委員会の設置及び付託

議長（菅野新一君） 日程第4、決算審査特別委員会の設置及び付託の件を議題とします。

お諮りします。

議案第76号令和2年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について、議案第77号令和2年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第78号令和2年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第79号令和2年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第80号令和2年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第81号令和2年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上の6議案については、飯舘村議会委員会条例第5条の規定によって、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第76号から議案第81号までの6議案については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎日程第5、決算審査特別委員の選任

議長（菅野新一君） 日程第5、決算審査特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、飯舘村議会委員会条例第6条第4項の規定によって、1番 長谷川芳博君、3番 長正利一君、4番 佐藤一郎君、5番 高橋孝雄君、6番 高橋和幸君、7番 渡邊 計君、8番 佐藤八郎君、9番 相良 弘君、以上8名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました8名を決算審査特別委員に選任することに決定しました。

なお、本日散会後に決算審査特別委員会を議場に招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告を願います。

◎散会の宣告

議長（菅野新一君） これで、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時13分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年8月30日

飯 館 村 議 会 議 長           菅野 新一

同           会議録署名議員           長正 利一

同           会議録署名議員           佐藤 一郎

令和3年9月1日

令和3年第5回飯舘村議会定例会会議録（第2号）

令和3年第5回飯館村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	令和3年9月1日（水曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和3年9月1日 午前10時00分				
	閉議	令和3年9月1日 午後 4時19分				
忘（不） 招議及 出席議並 びに欠席議 員 出席9名 欠席1名 ○ 出席 △ 欠席 × 不 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	長谷川芳博	△	2	佐藤健太	○
	3	長正利一	○	4	佐藤一郎	○
	5	高橋孝雄	○	6	高橋和幸	○
	7	渡邊計	○	8	佐藤八郎	○
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	5番 高橋孝雄		6番 高橋和幸			
職務出席者	事務局長 細川 亨		書記 伊藤博樹		書記 羽田 一	
地方自治法 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡 誠	○	副村長	高橋祐一	○
	総務課長	高橋正文	○	村づくり推進課長	村山宏行	○
	住民課長	山田敬行	○	健康福祉課長	石井秀徳	○
	産業振興課長	三瓶 真	○	建設課長	高橋栄二	○
	教育長	遠藤 哲	○	教育課長	佐藤正幸	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	農業委員会 農事務局長	三瓶 真	○
	農業委員会 会長	菅野啓一	○	選挙管理委員会 書記	高橋正文	○
選挙管理委員会 委員長	伊東 利	○	代表監査委員	高野孝一	△	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和3年9月1日（水）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順1～4番）

## 会 議 の 経 過

### ◎開議の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員9名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### ◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

8月30日に決算審査特別委員会が開かれ、委員長に相良 弘委員、副委員長に佐藤一郎委員を選任した旨、議長に報告がありました。

1番 長谷川芳博議員は、諸事情のため、本日の定例会欠席の申出がありました。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、5番 高橋孝雄君、6番 高橋和幸君を指名します。

### ◎日程第2、一般質問

議長（菅野新一君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。8番 佐藤八郎君。

8番（佐藤八郎君） 第5回飯館村議会定例会において一般質問をさせていただきます。

この議会も今回で4年1期が閉じようというところでもあります。この間、自然災害や病気やいろんなことで亡くなられた方に、まずもって哀悼の意を表したいと思えます。

そして、私に、この4年間も欠かさず訪問した際に、声や願い、村への要望、国への要望などお寄せいただいた村民の皆様は深く感謝を申し上げ、今回の一般質問をさせていただくものであります。

行政の方々には、この間、大変厳しい中でありますけれども、頑張っていたことに対しても敬意を表するとともに、この4年間なり、この10年間の決算委員会議会ということで、私としては検証も含めた中での質問をさせていただいておりますので、決して今の行政のやり方がどうのこうのという部分も多少はありますけれども、今後改善されていく方向でやっていただければという質問でありますので、村民が聞いていて、見て、分かるような答弁をいただければ幸いです。

まず、行政執行についてでありますけれども、私、前の村長のときに何回もくどくどと、この弔慰金については質問をさせていただいております。死亡した村民が原発事故後、差別をされていると。これは、他市町村の弔慰金を頂いた方と頂かない方の比率からいっても飯館村は非常に低いのではないかと。私の知る限りの村民、仮設住宅で孤独死、アパートで孤独死、一家3人も死んだ方、その方々はほとんどこの弔慰金の該当者にな

っておりません。そういう意味を含めると、非常に私は不思議であります。村に原発事故がなくて、村に生きていれば、周りの方が声をかけたり、コミュニケーションが取れてこんな目に遭って死ぬ必要はなかったのではないかと。确实なる因果関係があるのではないかと私は思っていますけれども、その方が支給されない実態がままあったということも含め、この支給される要因と実態、支給されない要因と根拠を明らかに示していただきたい。

私は、原発事故があったがゆえに知り合いの親戚なり友達なり、近所の方が声をかけられない、そういう方がいっぱいいたのではないかと、大変この、何で死んでまでも差をつけられなければならないのか、とても不思議に思っているし、今もって今年も十何名の方の新盆に行ってきましたけれども、もう弔慰金の制度はないかのような流れになっておりますので、その辺も含めて私は大変残念だと思うので、この辺を明らかにしていただければと思います。

さらには、最初、避難させるときに、長泥地区の村民は1人当たり700万円でしたか、もう帰村できないふるさとなんだと、ふるさと喪失なんだということで頂いたお金がありますけれども、そのほかの地域の方々も6年間は誰一人として帰れる人はいなかったし、帰れるような状況に、加害者の国側も指定もしてきませんでした。そういう実態があるとすれば、村民が公正公平に扱われるならば、補償もきちんと扱うべきではないかと。そういう意味では、国とか東電に村民を代表して、どうなんだと、最初くれた理由、その後の6年間は避難解除しなかった理由、そして、その後、そういう方々に対して公正公平な意味からして、東電は支払いをしたのかどうか、その辺も含めて要求してもいいのではないかと私は思うんですけれども、その辺もお聞かせ願いたいと。

あとは、よく、最近もそうですけれども、同じ飯舘村の村民の子供なのに、ずっと一貫して差別を続けている。村が用意した幼稚園や学校に上げないと差別を受けるといって、このずっと流れで来ています。これも何回も私、ただしておりますけれども、明快な答弁もなければ、それでは村の用意した幼稚園や学校に上げない方々の父母負担はどのぐらいになって、その父母負担の割合なり、状況はどうなっているんだという部分も明らかにされてきませんでした。そういう意味からして、こういうことをすると、私らは村から切られたんだと、同じ村民の子供を育てながら、私らは助成が足りない、私らは避難した地域の学校で、勝手に負担してやりなさいと言われるのと一緒だという、子供を持つ村民が多数おられまして、私、何回もこのことも質問していますけれども、これも明確な答弁がなかったので、あえてまた、この最後の議会となる今期の議会で質問するものであります。

さらには、農業関係で大変やる気のある方々に対して温かい支援や多額の補助がされていますけれども、私は、やる気があるだろうが、なかろうが、農地の下の地下暗渠は全て破損されたと思っています。除染のあの大型機械などを入れたことで、今もそういう農地は雨が降ったりすれば水はきちんとはけません。もちろん6年間、暗渠管理をしない本人も責任はあるかもしれませんが、だって管理できる状況になかったわけですから。管理できない中で、皆さんもご存じかもしれませんが、特に農業関係に関わっている

職員はご存じでしょうけれども、暗渠というのは年に2回ぐらいは、空でもなんでも抜いてみたりやったりして、きちんと抜けるような管理をしなければならないんですよ、毎年。それを6年間やらなくていい状態の中に来て、その上に除染をして上から潰しておいてですよ、農業やる気のある農耕地として利用する人には暗渠排水事業をやってやりますよという姿勢なんです。それに行き届かない村民の方々は、何もしてもらえませんかという形なんです。一方では、荒廃地を少なくしようということも掲げていますけれども、矛盾しているのではないかとということと、壊したものは元どおりにきちんと直すというのが復興・復旧じゃないんですかという部分もあるので、この部分も併せて、私も議会で国へ交渉に行ったときも、このことを申し上げていますが、まともな返事はよこさないで、大臣はそんなことあるのかみたいなことを言っていました。ですから、この辺も、この被害実態をきちんと明確に村独自で調査されて、検証して、ならぬものはならぬ、弁償していただくところはしてもらおうという姿勢が私は本来ある被害者の立場。村長は被害者の立場の代表ですから、その辺も、決してものもないとか、もっとよこせという話じゃなくて、実態に基づいてきちんと検証されて、何が問題なのか、コミュニケーション壊れた部分は何の補償もありません。神様組織にしろ、お寺組織、何の組織にしろ、そういうものには何もありません。営利的に収支決算がないものには何の補償もないわけですから、それで壊されているわけですから、10年間この状態。ましてこの2年はコロナがプラスになって、自然災害も、幸い、雨降ったりいろいろ、多少はありましたけれども、ほかの、今テレビで放映されているような自然災害には遭わないでいるところでもありますので、幸いなんですけれども、いろんな意味からして、やっぱり実態は実態として、きちんと検証されて、言うべきことは言うということが、私は大切ではないかと思っていますので、この点も伺っておきます。

さらに、環境改善についてですけれども、ずっと国も、東電は国のご指導に基づいてという話で、村もそうですけれども、1ミリシーベルト未満が震災前の日本の放射線防護法の法律の中でうたわれている基準だということでもありますけれども、これ長期、中期、短期に分けての計画・施策、これきちんと示せということで、延々とやってきて、ある程度示して、最初の頃は3年ぐらいで除染が終わるとか、計画はほとんどずれてきて、今になっています。この辺もきちんと検証されて、何が残っていて、これから何が必要なのかをきちんと明らかにして、この自然環境豊かな、緑豊かな飯舘村を取り戻すためにどうしていくかという部分では、この計画や施策が大事なので、10年だから総選挙終わったらどうなるのかみたいな流れじゃなくて、やっとなん年たつてとか、6年たつて再スタートに立ったとかって、国も県も言っていますように、やっとなん年のスタートに立ったところで、10年目でコロナが、まあ9年目から来ていますけれども、こういう流れですから、その辺は慎重に検討されて、その辺もきちんとしていかないと。だって飯舘村、私たちが住んでいてもそうですし、今、避難して違うところで住んでいる方見ても、飯舘村のいいところって何だろうなって言ったときに、緑豊かな自然があつて、秋になればキノコがあつて、春になれば山菜があつて、そして、高原地にあつて、福島にも、磐梯山にも、海にも、こういう豊かないいところだという飯舘村ですよ。そ

の飯舘村のよさを元どおりにきちんとできなくても、それに近い豊かな飯舘村にしておくために、やっぱりもっともっときちんと検証されて臨んでいくというのが大事ではないかなって、10年たって余計にというふうに私は思っているので、こういう点でも森林資源の復活も含め、生業や生活にとっての、これは村民にとって死活問題です。キノコを取って年に300万円も400万円も収入を上げていた人、一生懸命7つの直売所に出荷して30万円、40万円取っていた方、加工グループつくっているんな工夫をして製品を作った方々、いっぱいおられました。その方々がほとんど、中には努力されてそのまま続けていらっしゃるすばらしい方もおりますけれども、そういう点も含めて、やっぱり資源の損害の考え方、実態をきちんと示されて、森林復旧や復活の計画と施策を国や東電に、私ら無理なことを言っているんじゃないんだと、こういう村にしないと村民がどんどん戻ってきて、新たな飯舘村をつくろうということになっていかないんだと。壁が今あるのは、あなたたちがきちんと元どおりに近いものにしないからだというふうに、やっぱり検証されて、どの点がどうなんだという部分をきちんとされて、損害があれば損害請求ですけれども、そういう部分でやるべきだと私は思っています。

さらに、大変村の中、いろんな人に聞くと、私らも、もう後継者が帰って農業やるようになつてもないし、農業で生計を立てようというの難しいということで、あの土地を固定資産税を納めるだけの土地にしたいくない、荒らしたくない、だから太陽光とか自然エネルギーで活用できないかということで悩んでいる方が多数おります。その辺も含めて、村や関根・松塚地区の大規模太陽光事業は、何か聞くとところによると、許可は下りないし、やれないんだというようなことを聞いておりますけれども、では、どの程度のことなら村民の希望に沿ったものができていくのか。そういうものをきちんと調査されて、例えば、3反歩ぐらいの中に何キロワットのものなら希望があればできるんですとか、そういうものをきちんと示すべきだと思うんです、今の政府の流れの中で。もしそれがなかなか難しいとするのなら、そういう方向、自然エネルギーに流れを変えていく方向で何ができるのかというのもきちんと、現在の国や関係者の中でどうなっていくのかをきちんと調査されて、見通しというか、この希望として考えられるような、村民が知って、分かって、理解できるようなものを村は示すべきだと思うし、国にも、県にもそういうふうにするべきだと思います。そういう意味では、これは何といたってもこの広い土地や山の管理なり、その活用をどうするのかというのは、村の死活問題なので、だから人口が23%だから、移住者が160になったからという問題でもないし、だから大きな集約農業農家が村の何%、何百ヘクタールやるようになったから、そういうものを起爆剤として、全体的に生き返る、生き返らせる、そういうものにしていかないと、なかなか進んでいかないのではないかと、そういう点で、示していけば、子育て終わった方々とか、あと若い人たちも、「俺もじいちゃんや父ちゃん、母ちゃんやったことを飯舘に行ってやってみようか」という、そういう気持ちが生まれるんじゃないかと、勝手に思っています。そういうふうにあってほしいなと思っています。

次、高齢者の問題に入りますけれども、私、議会終わるたびに議会議員の役割として村政を報告し、みんなの声を聞いて、こうやって提案やら意見を申し上げて、それを文書

で報告しながらずっと回っていますけれども、高齢者は本当に、最初、戻った当初は交流ありましたけれども、今、だんだんお互いに行きづらいというか、お互い行かなくなっているのが多いようです。だから、私なんか行けば、もう1時間半とか2時間、一所にいられないぐらい、お話し相手じゃないですけども、いろんなことを聞いたり、そんなことでやっていますけれども、そういう意味では、やっぱり健康、買物、医療などの心配が大変あるようで、新しい村長が今度、新たにいろんなことを展開しますので、希望はあるようになってきているんですけども、まだまだ医療にしたって、内科、歯科、眼科、いろいろあって、いろんなことがまだまだ出るんだと思います。その辺もきちんと捉えられて、やっぱり高齢者生活支援をきちんとすることが、高齢者が安心して飯舘村で暮らせる、そして、そういう姿を見たいずれ高齢者になろうとする方々も、ああ、そんな生活して大丈夫、いられるんだとなれば、安心して戻ってくるわけですし、不安でしょうがないですね。やっぱりこの10年の都市部といいますか、避難先での生活が10年で身についたものがあるものですから、それと比較しているわけじゃないですけども、だんだん大変になると思うんです。都市部の生活はお金が全てですからね。隣近所とお付き合いするのも気を使って、うちを建てたけれども交流がない、アパートとか借地に入っているけれども交流がないとか、そういう生活が継続されている人もいるし、きちんとそこに根差して生きている方ももちろんおりますけれども、飯舘村の高齢者生活が明るく、「ああ、こういうふうになって、こうなった」というものが見えると違うのではないかと、そういう意味では。

あとは、移住者、空き家対策も含め移住定住の政策をやられて、専門部署もつくられましたけれども、移住者についても何人かの方と懇談を持ったりしていますと、いろいろあって、引っ越し費用か何か分かりませんが、移住者向けの補助金が払われて、あとは自由に飯舘村の中で生きてくださいと。飯舘村の人と交流していると、どうしても、例えば医療費の問題一つとっても、片方は無料だし、片方はお金払う立場なので、いろんなところで食い違う話がいっぱいあるようなんですね。あとは草刈りの人足問題やらいろいろ含めてね。その後の支援策って、農業でもやる気になってきて、そういうものをやった人は違う補助をいただいて頑張っているんでしょうけれども、それ以外の移住者って、何があるのかっていったときに、なかなか移住者そのものも見えないし、私も福島県内の、全国の移住者政策見たときに、飯舘村でやっているのは何だろうなという部分があるので、その辺もきちんとこういうものでこうなると、あと交流の場の提供とかいろんな部分で、応援したほうがいいんじゃないかと思うんです。書かなければいいですよ、やらないならば。書いたもので移住者が飛び込んで、そのことがあるんではって飛びついてきたときに、移住してきて守られなかったら、何だっていうことになるでしょう。だから、その辺も点検されて、やっぱり村が関わって広告出したりしたものは、守っていただくというのは、それは移住者に対しても、人間に対してもそうですけれども、これは人権違反の行為ですよ。ですから、そういう部分も含めて、移住者支援にもう少し目を向けて、移住者政策を、定住政策を進めようとしているわけですからね。いや、もう来年からやらないとかというなら、それは話別ですけども、や

ろうとしているんですから、もっとそういう移住されている方が安心安全に暮らしていけるように。いや、いっぱいお金をくださいとか、いっぱい援助金くれとか、農業の方は、ある一定の部分が国県の事業で出てきますけれども、それ以外の方々は特別なので、いろんな部分でもうちょっと分かるものを示したほうが、移住者にとってありがたいし、今後それを目指す人にとっても大きな励みになるというか、ここに来る希望が生まれるのではないかと思います。

あとは営農支援の継続ですけれども、これ何億円、何十億円って村が、国県が、合わせて入れていますけれども、震災前のことを言って申し訳ありませんけれども、補助事業を受けた農家は大抵農協に何百万円、何千万円の借金がつくられてきたという事例があるんですね。最近、南相馬市の辺で、2年前くらいから始めた農業団体も、経費負担に追われて大変な状況もあったようです。村もいろんなことをやっていますので、今後はいろんな点で減価償却費の積立てやら、いろいろ経営的にきちんとしたお金を残していないと、後で検査や点検料や、みんな大型機械になったり、施設も自分らで消防法なりいろんな部分で検査が必要になったときに、その費用は村が延々と負担していくわけにはいかないの、自己負担になっていくと思うんです、部分によって。その負担をきちんとして、なおかつ、今進められている目標に向かってやれていくのが一番いいわけですし、営農や生業として、もっと「ああ、そうか」と、「ほんじゃあやってみよう」と、長谷川議員は、今はちゃんと作ればちゃんと売れるんだと言っていましたので、決して飯舘村で作ったから売れないという問題でもないし、そういう意味では安心してできる営農となり得るような見通しと支援策をきちんと示すというのが、議会や行政に対して今課せられたことかなと。そのことを申し上げて質問を終わりたいと思います。

村長（杉岡 誠君） 8番 佐藤八郎議員のご質問5の営農支援継続についてお答えいたします。

村ではこれまで、福島県営農再開支援事業を活用した農地保全や堆肥供給、電気牧柵等の貸与などの営農を再開するまでの支援をはじめ、営農を再開する方、新たに就農する方が必要とするパイプハウスや農機具などの導入に係る国や県と連携した支援、飯舘地域農業再生協議会と連携した経営所得安定対策や産地交付金によるなりわい農業の売上げを補完する支援などを強力に推進してきております。

また、地権者、担い手、地域それぞれに機構集積協力金が交付されるという大きなメリットのある、被災地においては先駆的な取組でもある農地中間管理事業を活用した大規模な農地集積により、土地利用の推進と強い農畜産業の構築という村全体にとっても大きな意義のある施策に取り組んでおります。

なお、震災前の村では、冷害に負けない経営体系として、水稻、花卉、葉たばこ、野菜などととも、和牛繁殖、和牛肥育などの畜産に取り組む複合経営を推進してきましたが、現在は単品目、単品種による専業経営が多くなっており、雇用を創出する規模の大規模かつ安定的な経営体が生まれているとともに、中規模・小規模の経営体と合わせて112件が村内で営農をしている状況であります。

なお、村では個々の農業経営体の収支状況を全て把握しているわけではありませんが、

主に、ホールクroppサイレージや牧草、飼料用米などの飼料用作物の生産や和牛繁殖等の畜産経営を主体とする大規模・中規模経営体や、震災以前から継続する高い栽培技術を有する花卉栽培農家については、黒字経営となっているようでありませう。

一方で、比較的小規模または新たな品目に取り組んでおられる野菜や花卉農家の中には、目標とする収益に達していないとのお声もあることから、就農後も逐次、ヒアリングを重ねているところでありませう。

なお、村では、栽培技術の向上や安定的な生産と出荷による収益の改善、新規就農者への技術指導などを目的に、専門指導員による支援なども行っております。

また、次世代営農者、後継者を生み出している事例としては、村内でいち早く法人化に取り組んだ農事組合法人13区営農組合が挙げられますが、当組合では、常時雇用が8名、うち40代以下の社員を3名雇用し、さらには繁忙期には臨時雇用を行うなど、雇用の確保、農業後継者の育成にも取り組んでおられるところでありませう。

このほかおおむね40代以下の若手営農者による経営体は、畜産部門においては5件、花卉部門では2件、準備中の方が1件と、村内での持続的・安定的な農業経営を目指して頑張っておられるところでありませう。

村といたしましては、農畜産業が次世代はもちろん、子供たちにとっても職業選択肢の一つとしてなり得るよう、力強く魅力あるものに育て上げるため、国・県の有利な補助金、交付金を最大限に活用し、また、手の届かない部分を村が支援するなど、今後も積極的な支援策に取り組んでまいりたいと考えております。

このほかのご質問については、担当よりご回答を申し上げます。

健康福祉課長（石井秀徳君） 私からは、行政執行についての1-1災害弔慰金について、それから、3-1高齢者生活についての質問にお答えをさせていただきます。

初めに、災害弔慰金のご質問についてであります。以前にも何回かご質問をいただき、お答えさせていただいておりますが、まず、災害関連死の認定状況についてであります。令和3年8月末日現在で、106件の申請に対しまして、直接死が1人、災害関連死と認定された方が42人、災害関連死とは認められなかった方が63人ということでありませう。

ご存じのとおり、村におきましても災害弔慰金審査委員会を設置し、申請のあった方について、死亡と震災との直接の因果関係があるのかどうかを審査いただいております。市町村によって、原発事故からの避難の時期や過程、死亡の要因など内容についても様々であることから、市町村ごとの認定率に幅があるということはお承知のとおりであります。なお、審査委員会では、当初からの一定の基準を基に震災との因果関係について、避難の状況など様々な角度から議論し結論を出していただいているところでありませう。

また、国の災害弔慰金は一律支給とならないために、非該当者となった方々に配慮し、飯館村単独弔慰金を議会の皆さんに承認をいただき支給をしてきたところでありませう。

この弔慰金については、平成25年3月11日までにお亡くなりになられた方のうち、国の災害弔慰金を受給していない141名全てに一律30万円を支給をさせていただいたもので、村としても弔意を示すべく支給をさせていただきました。

弔慰金に関しましては、村としては、当初から審査基準を維持し、審査を行っていただくことが大切であり、それが村民の公平性・平等性の確保につながるものと考えているところでもあります。

また、死亡者全員に弔慰金を支給すべきとのことではありますが、震災から10年が経過し、震災と死亡との因果関係を証明することが難しくなっておりますので、全員への支給は困難であると思われまますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

続きまして、高齢者生活について3-1健康・買物・医療などでの心配があるが、収入・支出・安心・安全生活のための施策を示せ、このご質問にお答えをさせていただきます。

まず、健康についてであります。村では、今年7月14日から21日にかけて、村の集団健診を実施しております。昨年度は909人の受診者に対しまして、今年度は941人の方に受診をしていただいたところでもあります。コロナ禍にもかかわらず、昨年よりも受診者が増えたということは、健康への意識が高まっているというふうなことも考えておりますし、引き続き健診受診率の向上に努め、病気の早期発見、早期治療につなげていくことで、健康寿命を延ばすことに貢献してまいりたいと考えておるところであります。

次に、買物についてであります。生活支援バスによる毎週水曜日と金曜日に川俣町への買物バスを運行しているほか、村内のいたてクリニック、道の駅や金融機関への巡回も運行しており、昨年度は延べ2,000人を超える利用者があったところでもあります。

また、大谷地住宅などの地区集会所へは定期的に、ファンズ川俣店の移動販売車に来ていただいておりますが、8月7日から村の道の駅でも毎週土曜日にファンズ川俣店により移動スーパーを運営いただき、生鮮食料品をお求めいただけるようになっているところでもあります。今後も、村内での買物環境の充実を図ってまいりたいと考えているところでもあります。

次に、医療についてであります。村のいたてクリニックは毎週火曜日と木曜日の午前診療ということになっております。薬の処方につきましては、昨年度より院内処方がされておまして、一次診療としての役割を担っていただいているところでもあります。また、村外の医療機関受診については、村外在宅サービス等送迎事業によりまして、医療機関等への送迎サービスを実施しておるところであります。昨年度は、介護事業所への送迎も含め、延べ2,367人が利用されており、今後も医療機関受診等の利便性の確保に努めてまいりたいと考えているところでもあります。

最後になりますが、健康や医療、福祉などの日常生活での心配事につきましては、多種多様であると思われまますので、引き続き丁寧に対応してまいりたいということでありまして、そういったケースがあった場合には、ぜひとも健康福祉課のほうにご相談いただければと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

村づくり推進課長（村山宏行君） 私からは3点ございますので、答弁させていただきます。

ご質問1の行政執行についての1-2、まずお答えいたします。

原発事故による損害賠償については、これまで原子力損害賠償紛争審査会が定めた基準により賠償が行われております。これは事故の影響が広範囲かつ長期に及ぶことが予測されることから、原発事故がなかったら被ることのなかったであろう損害を包括的に算出して可能な限り早期に賠償させることを目的として設置されたものであり、村においてもこの基準により賠償が進められたと認識しております。

ご質問にあります補償、賠償についてであります。村全体を帰還困難区域と同じにすべきのご質問でございますが、賠償金の算定項目としましては、精神的損害賠償、財物賠償、営業損害賠償など様々な項目があり、それぞれに算定基準が設けられております。また、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の区分によっても算定基準が設定されているところでございます。

したがって、東京電力が精神的損害賠償額の基準と定めた事故発生から6年を超えたことをもって、帰還困難区域と同一の補償、賠償金とはならないものと考えております。

村としましては、これまでも村民の立場に立って必要な賠償が速やかになされるよう、国及び東電と交渉してまいりましたし、風評被害や営業損害を含めて、最後まで誠実かつ確実に賠償することを福島県町村会としても要求しており、これまで同様に村民に寄り添った支援を継続してまいりたいと考えております。

次に、ご質問2、環境改善についての3点目、大規模太陽光発電についてのご質問にお答えいたします。

まず、関根・松塚地区における大規模太陽光発電事業の実施に当たっては、東日本大震災復興特別区域法に基づき、村と県が復興整備計画を作成し、国、県の関係機関とも農地法等に基づく協議等を経た上で、県、村、村農業委員会、村土地改良区等を招聘した復興整備協議会でその計画内容を協議、承認し、農林水産大臣の農地転用許可を得た上で事業を実施しております。

なお、この復興整備計画を作成することにより、通常、農地転用が認められない1種農地等についても、特区法の特例により農地転用の対象とすることができますが、農地法や農振法などに基づく国や県、関係機関との協議に係る手続は、2種農地等の農振除外、農地転用の際と全く変わることはありません。したがって、基本的に農地は農地として活用するのが原則であるという立場に立って、例えば、農振除外の要件である農地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、他に代替する土地がないと認められること、土地利用上の効率的、総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること、他の農業経営体の農用地利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、農用地等の保全または利用上必要な施設の機能に支障を及ぼすおそれがないことなどの諸要件を全て満たす必要があります。また、地域住民の同意、要請があることは最低要件であります。また、事業そのものが妥当であるか、地域貢献策が単に金銭的なものに限定されていないかなども計画策定段階において細かく指導されるところであります。このことから、関根・松塚地区における大規模太陽光発電事業のほか、復興整備計画をもって実施した事業は、そうした案件を全て解決した事業であることをご理解いただきたく存じます。

一方で、太陽光発電事業をはじめ、再生可能エネルギーの利活用については、さきの全員協議会でもご説明したところですが、村のゼロカーボン宣言に向けて環境省事業を活用し、村内における調査事業を実施する予定であります。

この調査事業については、今年7月末に環境省の事業採択となり、本定例会に予算を上程しておりますが、村内全域での再生可能エネルギーの実施可能性を調査するものでありますので、本事業を実施することで土地の効果的な利活用の一環として本村に合った形での再生可能エネルギーの在り方を検証してまいりたいと考えております。

続きまして、ご質問4、移住者支援についてのご質問にお答えいたします。

村としましては、これまで移住の相談に当たって、住まい、医療、就業、教育、そして行政区等のコミュニティーなど生活環境及び生活状況をお一人お一人に丁寧に説明しているところであります。

さらに、ご家族連れの方などには、予定される生業（働き口）についてお聞きし、村内企業のほか、道の駅や特別養護老人ホームなど、村内の事業所を案内するなど、移住した後も安心して村での生活が営めるように、ご相談段階から多岐にわたる案内をしているところでございます。

このことから、移住される方は村の生活環境等を事前に一定程度把握した上で村での移住を選択され、その後も思い描いていた村での生活を実現するために邁進されているものと認識しております。

また、7月には復興庁、福島県等各関係機関によるふくしま12市町村移住支援センターが立ち上がり、移住者を支援する移住支援金制度など、移住施策の充実が図られているところであり、被災12市町村における移住施策や、おただしの雇用、福祉支援などの情報も共有されるものと考えております。

このように、国・県と連携して移住施策を進めているところですが、一部には、ご質問ありましたように、既存住民との隔たりや壁を感じるといった移住者側の声も聞いておりますので、移住者には地区の集会等への積極的な参加を促したり、行政区には移住者への行事案内を働きかけるなど、これから始まる移住生活を行政区の皆さんとともに助け合いながら円満に過ごしていただけるよう、村としても働きかけてまいります。

今後も、村に移住してくる方々がこれら移住支援制度を円滑に活用し、安心して移住し、また末永く定住していただけるよう、引き続き移住される方のご希望をきめ細かく把握し、村での安全・安心な生活の充実につながるよう努めてまいります。

私からは以上でございます。

教育課長（佐藤正幸君） 私からは、ご質問1の3点目、父母負担を公正・公平にするため、差額分を支給すべきとのご質問についてお答えいたします。

教材費、給食費、通学費、部活動費、保育料などについては、原発事故による全村避難の平成23年度当初から、本村の子供たちを含め、被災による生活困窮世帯の全ての子供たちを対象に、国の被災児童生徒就学支援等事業により支援してきており、村外の学校等に通う園児、児童、生徒につきましても、同事業により支援されてきたところであります。

村外に通園、通学している子供の保護者負担につきましては、入園、入学先の市町村、施設それぞれに制度、料金が違うこと、また、市町村独自の負担軽減制度の有無や、1世帯当たりの子供の数、学年によっても保護者の負担額には差異が生じているところがあります。

議員おただしのように、金銭面での負担については、不公平感を持たれる保護者もおられるかとは思いますが、村のこども園、学校につきましては、帰村しての新たな生活や避難先からの通学、限られた時間の中での就園就学活動など、震災前にはなかった環境にあることを踏まえた上で、現在も就園就学の経費の一部支援を継続しているところがあります。

なお、教育委員や学校運営協議会委員のご意見もいただいた結果、令和2年度からは、こども園及び学童保育のおやつ代を負担していただいておりますし、児童生徒の2着目以降の運動着、シャツ類については全額を、また制服については半額を負担していただいております。また、令和3年度からは、PTA会費についても保護者負担としてきたところでもあります。

私からは以上でございます。

副村長（高橋祐一君） 私からは、ご質問1の4点目、除染による暗渠の破損を国・東電に修繕させるべきとのご質問についてお答えいたします。

現在、村では各地区での話し合いを基にした作付再開計画と地区からの農地基盤整備要望を基に暗渠を含む農業基盤整備促進事業を推進しているところではありますが、この事業では、村内の大部分の水田が対象となっておりますので、対象農地の暗渠については、この事業で整備されるものと考えております。

また、環境省においては、仮々置場に使用した水田については、原状復旧の際に暗渠の再敷設を行った上で返還していると認識しておりますので、同様に対象農地の暗渠については整備されているものと思われま。

なお、除染後に営農を再開していない農地で、今後、活用を計画したいにもかかわらず、暗渠などに不都合がある場合については、具体的に村にご相談をいただければと思います。

私からは以上です。

産業振興課長（三瓶 真君） 私からは、ご質問2の環境改善については、2点お答えしたいと思います。

まず、ご質問2の環境改善についての1点目の国の年間1ミリシーベルト未満とする計画・施策と国・東電への要求についてお答えいたします。

国は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の基本方針で、追加被ばく線量が20ミリシーベルト以上である地域については、当該地域を段階的かつ迅速に縮小することを目指すこと及び追加被ばく線量が20ミリシーベルト未満である地域については、長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になることを目指すことを定めております。

これまで、村は独自の除染の目標値として、全村避難指示があった平成23年中に年間5ミリシーベルト以下、時間当たり1マイクロシーベルト以下を除染目標と定め、国に対しては汚染濃度にかかわらず除染は反転耕ではなく全て剥ぎ取りで行うことや、イグネの伐採を行うこと等を要求し、徹底した線量の低減を求めてきました。

また、短期的な施策としては、除染後の農地や宅地を村独自にガンマカメラで測定し、比較的線量の高い場所の再除染・フォローアップ除染を環境省に要請し、改善を図らせてきたところです。

さらに、中長期的な対策としては、継続した線量測定をしながら対応していくことが必要であるとの考えから、環境モニタリングや定点での線量測定により空間線量の推移を記録し、広報おしらせ版などで公開しております。また、希望される方には、日常の行動の中で実際どの程度放射線量を受けたかが分かる個人線量計の貸出しを行い、専門員が個別訪問指導により、分析した積算データに基づき、その期間の生活の中で体に受けた放射線量の数値をお知らせしております。

なお、1時間単位で積算する個人積算線量計を日常的に体に携帯していただくことで、1日単位、月単位など任意の期間中の数値をグラフ化して視覚的に確認できるとともに、1年間分に換算した積算線量を予測することもできるものであります。

また、時間当たりで突発的に高い積算値が記録されている場合は、どのような行動やどここの場所に行ったかなどを専門員が聞き取りし、行動との相関について情報をお知らせし、放射線被ばくをできるだけ避ける生活をしていただくためのノウハウなど、放射線対策の相談もしております。

なお、令和2年度に利用していただいている住民143人の方々の平均値は、年0.96マイクロシーベルトとなっております。

このようなデータを把握しながら、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルトを超えないよう対応していくことに加え、内部被ばく防止対策として、村内10か所に非破壊式の食品放射能検査機を設置しているほか、出荷物についてはさらに詳細な食品放射能モニタリング検査を実施しております。

さらに、村での生活に密接に関わる農地や森林、里山の再生に向けた施策を行っていくことなど、総合的に対応していくことが追加被ばく量の低減のために、今私たちができることとして重要であると考えております。

最後に、国や東電へは福島県町村会や相馬地方市町村会として要望、要請を行っておりますが、今後も県やその他機関とも連携しながら、必要な要望、要請、対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問2の2点目の森林資源の損害実態と復旧の施策についてお答えいたします。

ご存じのとおり、帰還困難区域を除く19行政区におきましては、除染同意をいただいた宅地、農地の環境省による面的除染は事業を完了し、うち森林については、宅地の林縁部から20メートルの範囲まで堆積物除去等が実施されております。また、林縁部20メートル以上の奥の森林については、一部モデル除染を行った場所等を除き、未除染となっております。なおこれは、森林の除染は行わないという国の方針に基づくものと理解

しております。

このことによって、山菜や山取りキノコなどは摂取制限・出荷制限が継続しているほか、国の方針に基づく県独自の方針に基づき、一定の空間線量以上の森林については、事前モニタリングなしでの木材や燃料としての活用も制限が設けられております。

山の恵みを享受できない現状は、村、村民にとって大きな痛みであります。

また、山林の管理ができないことが、イノシシやニホンザルによる獣害の増加につながっていることが予想され、この点も村内で農業を行うに当たっては非常に大きな問題であります。

このような状況の中、村といたしましては、少しでも森林資源の活用や林業の再開を図るため、林業関係の各種施策に取り組んでおります。具体的には、平成30年度からふくしま森林再生事業を活用して、村内の民有林の除間伐を進めており、このうち県の樹皮モニタリング検査の基準をクリアして搬出することが可能となった杉等が令和2年度までにチップ材1,231トン、木材351立米あり、その全てが木材市場に出荷され、風評被害もなく、一般的な市場単価で販売に至っております。

この事業は、国の10割の補助金を活用しており、村としての財源の持ち出しはなく、今年度も事業が進捗しておりますが、来年度以降も事業継続が見込まれておりますので、引き続き、搬出・販売に向けて鋭意調整を進め、村内の森林資源の活用を図ってまいります。

なお、国・東電に対しては、森林・林業対策の推進や森林における放射性物質対策について、福島県町村会、相馬地方市町村会として要望、要請しているところです。

私からは以上でございます。

8番（佐藤八郎君） 答弁いただいた順からやりたいと思いますけれども、まず、営農支援継続で、私心配しているのは、今後、営農していったの経営的な部分でどうなのかというのが非常に心配しています。将来に向けての、例えば、機械設備云々だったら、減価償却費の積立てをもう年次ごとにきちんとされているのかとか、余剰金が出た場合、どういう管理をして将来のために備えているのかとか、ある程度、経営指針的なもので見ていかないと、また借金地獄に将来陥っていくような営農にしたら、元も子もなくなると思うんです。これだけの多額の国の、国民の公金を入れて、結果的にそんなことにはさせたくないの、やる人ももちろん大変になるので、そういう点ではどうなのかという部分です。いかがですか。

産業振興課長（三瓶 真君） 申し訳ありません、ただいまの再質問の答弁の前に、私のほうでお答えした内容の訂正をさせていただければと思います。

先ほど、私の答弁の中で、個人線量計の年間平均が「0.96マイクロシーベルト」と申し上げましたが、正しくは「0.96ミリシーベルト」の誤りでございました。大変申し訳ありませんでした。

村長（杉岡 誠君） 今、議員おただしのおり、経営指標といいますか、このような形でしっかり積み立てるべきものを積み立てていくというような、そういう指導も行政として必要だろうというご指摘だろうと思います。非常に大事な観点でありますので、確かに

これまで営農再開、作付再開ということに非常に重視を置きながら進めてきた部分ではありますけれども、やはり余剰金をしっかり生み出して、黒字経営にしながら、その余剰金を全て使い切るのではなくて、次に回していくということが当然のことではありますけれども、そういうことをしっかり行政としても皆様にヒアリングをする中で、ご指導という形ではないのかもしれませんが、これぐらいはという話はやはりしていくべきなんだろうと思いますので、その辺については担当課のほうにもしっかりと心がけさせたいと考えているところであります。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） 次に、弔慰金の話ですけれども、申請主義でしょうから、死去した家族がきちんと申請するべきなのでしょう。ただ、急に死なれたりいろいろして、孤独死したり、周りの人が申請にすぐ行くような気分ではないし、状況でない。それは行政が、担当者が、いかに死んだ人の家族のもとへ、ちょっと落ち着いてからでも、行って、支援をして、申請させるような支援というのはあってこの数字なのか、ただこういう制度あるんだから申請しなさいよという中でのことなのか1点。

もう1点は、この因果関係を証明することができる家族なり関係者と、そういうことにもうとことん関わりたくない、嫌だということもあるだろうし、そういう意味では被害13市町村の中での他の市町村との村での比率は、どういう流れで、どういう結果になってこんなに少ないのかというのを、どういうふうに分けられたり、考えていらっしゃるのか、もう一度聞いておきます。

健康福祉課長（石井秀徳君） まず、積極的な、いわゆる亡くなられた方に対するPRといえますか、説明の部分はどうなんだという部分であります。確かに、震災以降の部分から見ますと、2011年、それから2012年については、50件、あるいは30件ということで、そういった申請件数が多かったかなということになっているようであります。年々、あの震災以降、申請件数が減ってきてまして、2016年以降については、2018年に1件申請あったものの、2016年以降は申請もないという状況になっているということでもあります。村として積極的にというふうなことはなかったかもしれませんが、相談を受けた場合については説明をしてきたいということでご理解いただきたいなと思います。

それから、因果関係の部分での他市町村との部分であります。それぞれの自治体、相双地方は、双葉地方の広域で審査をしているということのようではありますが、村としても審査会を設置して審査をいただいております。この審査の基準については、新潟中越地震のそのときの審査基準を参考につくっているようであります。村としましても、その基準にのっとった形で審査をいただいているということでもあります。他の審査会、お聞きしたところ、南相馬市については、大体、震災以降2年経過から大きく認定率が下がった。相双地区については、5年経過から大きく下がっているということをお聞きしております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 弔慰金をくれるって国が決めて、制度的に流れて13市町村を対象にしてやってきたわけですから、国民年金や他の制度で受けるのと同じことなんですよ。だ

ったら、村民のために働く公務員なり、我々議会もそうですけれども、自分で達者にできる人、できない人って分かるわけですから、そういう人に、例えば、幼稚園児がいたら、こういうことで幼稚園に上がれますよって案内とかいろいろ丁寧にやっているでしょう。人間の命が亡くなったときに、もっと丁寧に対応すべきじゃないですか。死んだ人の家族に向かって因果関係を示せて、先ほど私、最初の質問で言いましたけれども、アパートで孤独死したり、仮設住宅で孤独死するのは、原発事故があったからですよ。村の中に住んでいたらそんなことあり得ないんですよ、毎日、誰か彼かが回ったり、いろいろするわけですから。何日も病気で倒れて死ぬなんてことないんですよ。過去にそんな例が何回ありました。1件もないというわけじゃないですよ。私も知ってますから、うちで死んでいた方いたというのは。ただ、そういう例があるでしょうって、1件で3人も死んだなんていうことはもうなかったし、何が因果関係ですか。死んだ人の身になって、村民の命がなくなったことに対して、どう行政が、皆さんが、村民のために働く公務員が手だてを尽くして、なるべくあるものは活用する、支援してもらおうということをするというのは仕事じゃないんですか。だから私、何回も言っているんですよ。命なくなったときも差別するのかって。もう件数がないなんて、今までのやり方なら件数なんか上がるわけじゃないでしょう。因果関係なんかどうのこうのって、これ言っていますけれども。原発事故がなかったらどうなんだって、考えてみてくださいよ。なかったら、私らだって何回も、議会報告だって3か月ごとに村内を回ってお知らせできましたよ。今はもうコロナだから余計に行かれなくなっていますけれども。同じでしょう、行政だって、なかったら訪問できたでしょう、いろんなところ。事故になって、こんな状況だからできなかつた中で死んでいったんでしょう。そういう立場に立つべきで、指導ちゃんとすべきだし、援助すべきじゃないかって、私は思って、ずっと言っているんです。もうそういうものは制度としてなくなったと。もうこれから死ぬのは、今まで、震災前の寿命だとか、病気だとかで死んでいくんだから、何ら関係ないというお話なんでしょうか、行政の果たす役割ってどういうことなんですか。もう一度お答え願います。

健康福祉課長（石井秀徳君） 議員のおっしゃることは、非常に気持ち的には理解するところでありまして。私も、個人的な部分になりますが、両親を震災以降亡くしている部分では、そういった部分では、そういう思いは同じでありますけれども、ただ、国の制度としまして、一定の方針が定まって、各自治体に審査会を設置して、そこで判断するという決まりの中で、今までも進んできたところでありまして。本来であれば、県なら県の一つの大きな枠の中で、同一基準の中であれば、各自治体に対しての不公平性といいますか、ばらつきは少ないのかなと思われまして、そういった中で、村としては、審査会のほうに委ねて、お任せをして、最大限そこに理解を求めながら進めてきたということでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

8番（佐藤八郎君） 課長言うのは理解しましたけれども、納得したわけじゃないです。無念だと、被害に遭って死んだのにもらえなかった人は、私、無念だと、同じく扱ってもらえないと、そのことは無念だと申し上げます。

次に移って、確かにファンズさんなりいろんな人たちに協力をもらって、買物の不自由

さ、少しは解消されていますけれども、きちんと買物や必要なものをどうやって村内に在住されている方が確保しているのかを把握すべきじゃないですか。アンケート取るなりなんなりして。訪問しているときに聞いて、チェックするなりして、あと家族の皆さんが持ってきてくれている人、もうほとんどファンズを利用している人、いろんな方いると思うんです。その実態をきちんと把握すべきじゃないですか。いかがですか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 高齢者の買物の部分であります。今、生活支援ワゴン事業で、昨年から川俣町まで買物に行けるようにしてきたところであります。また、村内についても、生活支援ワゴンを使いながら、道の駅、あるいはクリニック、こういったことを足の確保ということで動いてきたところであります。議員おただしのおり、村で生活している人の意向を、要望といいますか、そういった部分はどうか、意向調査をすべきだということでもあります。確かに、村全体としまして、今、帰村されている方の意向調査等はしておりませんが、今後、社協が今、生活支援相談員ということで、各家庭訪問されていますので、そういった部分で聞き取りをされた中で、施策として組み入れられる部分については取り上げながら、少しでも村内での利便性が高まるような支援ができるかも含めて検討させていただきたいと思っております。

8番（佐藤八郎君） 村民の生活、実態把握しないと、施策が短期、中期、長期的に立てられない、私はそういうふうに思っていますので、実態把握というのは絶対必要ですし、村民はいろんなテレビやマスコミ報道でいろんな知識入ってきますけれども、目の前にある課題が絶対なものなんです。それが見通しが明るいものになっていけば、明るく過ごせるんですよ。それ何十年も私、生活相談いろいろ受けて、つくづくそう思っています。皆さんから見たら大した問題ではないかもしれないけれども、その人にとっては絶対的な壁ですからね、不自由さなりなんなりというの。だから、実態把握をきちんとしないで、施策なんか打てないですよ。国や県が言うことだけやっているんだったら何の意味もないですからね。行政というのは、村民の暮らしや福祉向上のために、命を守るためにやっているんですから、そういう点では実態把握をよろしくお願ひしたいと。

次、土地活用に入りますけれども、まず、関根・松塚地区やりました、それいろいろここに答弁あります。農林水産大臣の農地転用許可を得た上で事業を実施するんだとありますけれども、このことをクリアできるような行政としての支援は、例えば、深谷地区だったら安全な地区全体とか、例えばの話ですよ。そういう話あるわけでもないし。深谷の放牧場100町歩をこういうふうには計画書を作ってやればできるんですよという、そういういろんなことで行政としては何かやる方向での支援というのは、できるものなのか、村全体の土地の実態把握なり、今後の各行政区に聞いて土地の活用方法とか調べましたよね、2年か3年前からずっと、調べてますよね。そういうものを土台にして、何とか自然エネルギー活用増やす、カーボン云々の将来のことも、それも分かりますけれども、いろんな意味で何も使用しないのに固定資産税だけかけていくという方法なり、荒廃地にだけしていくという方向というのは、これは行政として放漫行為じゃないかと思うんです。できれば、短期的、中期的、長期的にこういう方向にやっていくんだとか、そういうものをどうやったらできるかというのを、やっぱり実態把握しながら、行政として

ここまでだったら支援できるとか、こういう方法があるんですとか。村で持っている情報なり、全国的な流れなり、村としてやれそうなものを、この地区はこういうことで、ここはやっぱり太陽光ぐらいしかないとか、ここは水力発電もやれるのかどうかとか、例えばですよ、いろんなことを皆さん、能力ある方いっぱい務めて頑張ってるので、あると思うんです、私なんかより含めてね。ですから、そういう点では、そういう方向で、どこまで支援していけるのか、一言伺っておきます。

村づくり推進課長（村山宏行君） 再生可能エネルギー、特に太陽光発電というところについては、先ほどの答弁でもお答えしましたように、様々な農地法の制限なりなんなり、そういったことをクリアするという必要がございますし、また事業者、こういったことでメガソーラー事業を行いたいという事業者のまず申請があって、それから、村として協力できる部分、あるいは地域のほうへの貢献であるとか、村への貢献、そういったところを総合判断してやっているというところがございます。

ご質問にありました未利用農地、その活用をどうするんだというところではありますが、村としても太陽光の発電、これ以上やらないというわけではございません。今年度、新しいゼロカーボン宣言に向けた計画、そちらのほうを今回、調査事業ということでやらせていただきたいと思いますので、その中で、いわゆる村の資源、そういったところを改めて見直しながら、可能などころについては導入していくことになるかと思えます。その際にはまた、議会ともご相談させていただきたいと思っております。

8番（佐藤八郎君） 先ほど、一例を出して移住政策のことで申し上げましたけれども、移住してきている方々、個別的なことになるので、幾ら収入を得て、生活費どう使って暮らしているのかって、そこまでどうのこうのではないですけども、ただ、東京は時給1,300円でも、福島は最低賃金が700円台ということで、例えば、仙台にいた人なり、関東辺にいた人が移住してきた場合、賃金差が当然、それは最初から示していただいて、契約して、就業規則にのっとってやっているんでしょうけれども、先ほど言いましたように、賞与というの、飯舘式で年末とお盆に3万円ずつつくれば賞与なのか、皆さんのように月給の何.何倍で賞与なのか、日給月給はどうなのかとあって、いろんな実態はあると思うんです。その実態をどういうふうにつかんでいるのかというのが一つあるんですけれども、それに沿って、今度は、その移住した方が、今の生活保護基準以下なのか、以上なのかという部分。多分、飯舘村で働いて、まともにずっと真面目に働いて、多分施設に預けている人とか、医者に通う人が1人いたら、これ生活保護基準以下だと思うんです。単純に私が計算しても。そうなると、移住していくのに大変なんですよ。だって、買物、医者、全部ほかの市町村よりかかるんだもの、出ていかなくちゃならない。ガソリン代、必ず車も必要です。だから、かかるもの多くて収入が少なければ大変なことになるんですけども、そういう意味で、もっと定住させる、移住を進める、だから雇用、収入、この安定したものにあって、例えば農業でこういうことをやって、こうやったらこのぐらいの収入がありますとか、今の段階だと国・県からの補助で農業従事していく人は月15万円は二、三年間頂きますとか、いろんな事例あると思うんですけども、特に移住希望ある人にはいろんなことで説明はしていらっしゃるんだと思います

けれども、もう少し安定して暮らせるような見通しというか、希望あるものを提示されたほうが、そして、それをきちんと村内の雇用する事業者が守るとというのが原則だと思うんです。そういう点で、しっかりと生活に結びつけてほしいなと要求をしておきます。

あと、教育委員会に申し上げますけれども、差別されて負担してきた父兄、子供たち、これは10年間の成長をしたわけですね。2歳の人はずもう11歳、12歳になるわけです。そういう子供を持つ親が帰村される意向について、この10年間差別されたことの思いつて、今も歩くと持っているんですよね。村から私らは切られてきたのに、今さら飯舘村に戻りましょうって子供に言ったりできないでしょうっていう人もいます。だから、そういう思いに対してはどう思いますか。実際やってきた方々は。まあ、前の村長の命令でやってきたんですから、皆様にどうのこうのじゃないでしょうけれども。

教育長（遠藤 哲君） 前回もお話しましたが、そういう声があることも承知しておりますし、心情的にも分かる部分はもちろんあるわけですが、繰り返しになるんですけれども、この2学期から5名、子供たち増えまして、119名、村の園、学校に通っていただいております。非常にありがたいと思っています。ただ、その一方、答弁の中にもありましたとおり、村のこども園、学校に通わせることによつての経済的負担もありますし、そのほかの様々な苦勞もあるということも事実であります。村としては、そういう子供たち、家庭へ、何とか支援をしたいということで、できる限りの支援をしてきたわけでありまして、決して村外の学校に通っている子供たちを差別したということではありせんので、そこはくれぐれもご理解いただきたいなと思っています。

8番（佐藤八郎君） 答弁にしにくい部分なのでやめますけれども、実態は実態ですから、はっきりとね。

あと、先ほど暗渠の話で答弁ありましたけれども、私たち村民は好きこのんで除染を頼んだわけではないです。加害者責任で除染したんです。そして、暗渠、地下にある設備をみんな壊したんです。そう思っていないだとすれば、職員の意識はおかしいですよ。私はそう思っていますから、壊された設備をきちんと直していただくというのは、こんなの当たり前の話だと思っています。ですから、その辺はきちんと、今後相談あれば直してくれるのかどうか、村が国からお金頂いて、それで直すのかどうか分かりません。そのことは申し上げてだけおきます。

昨日、これ、帰還困難区域に占める特定復興再生拠点の移住を前提しての割合、飯舘村16.9%という発表ありまして、何か移住の見通しがどういふふうになるのか、これ、今後も調整しながらですけれども、何かもう希望がなければこのままで終わりにしようという方向らしいんです。こういう発表がされたんですけれども、このことについてはどういふ考え方、村長はしていますか。

村長（杉岡 誠君） 昨日、政府のほうの方針ということで、報道も含めてなされましたものがあります。議員がおっしゃるように、2020年代をかけての帰還希望がある方が帰れるようにといういふ政府方針だったかなと思っています。それは一つの大きな方針を国が示したということでもありますから、帰還困難区域の帰還困難という言葉から、違ふ方向性に国が向いたんだらうと思っています。これから、ペーパーとか報道とかだけ

ではなくて、国からしっかりと説明をいただいて、私たちも把握をし、また住民の方にもおつなぎをする中で、これからのことを地区の住民の方たちとも一緒になって考えていきたいと、そのように考えております。

以上であります。

議長（菅野新一君） これで佐藤八郎君の一般質問を終わります。

続いて、4番 佐藤一郎君の発言を許します。

4番（佐藤一郎君） 9月定例会、今期最後ということですが、私の一般質問をさせていただきます。

改めまして、おはようございます。今日は、私にとって記念すべき村議会です。私は、4年前に大倉行政区の推薦をもらい、多くの方々に応援をいただき、村議会議員に初当選させていただきました。ご承知のとおり、私は和牛60頭を飼う和牛繁殖農家の畜産農家ですが、議会活動も1期目から総務文教常任委員長をはじめ議会の運営委員会の副委員長、そして広域の議員と監査委員、さらには、JAのほうでは和牛改良組合飯館支部長、またJA、農協関係では生産農家のほうの代表の役員として多くの役職等をいただいて活動を今もしております。

議員になる前、今までの牛飼いの毎日とは違い、役職の専門用語が飛び交う毎日、議員としては嵐のような日々でした。私自身、大変勉強になりましたし、この4年間の節目を迎えて、今日の質問の場に元気に立てたことを大変うれしく、多くの方々に感謝を申し上げます。

さて、私は、4年間を振り返ってみますと、私のスローガンである一緒にやりましょう、ふるさと再生を掲げ、5つの公約を柱に、1つに、少子高齢化を全力で。2つに、子育てをしやすい村づくり。3つに、飯館ブランドの復活。4つに、村民の不安の声を村政へ。5つに、提案と対話づくりを挙げ、ふるさと再生に向けて議会活動をしてまいりました。その結果、私はこの4年間、ほぼ毎回の一般質問を通して、大きく5つぐらいの主な取組をしてまいりました。1つ目に、村振興計画策定の推進。2つに、村防災計画の策定の推進。3つに、ごみ処分場南相馬への委託の推進。4つに、20行政区基盤整備の推進。5つに、中間管理事業の担い手、そして受け手の育成、そして村振興公社を受け手としての参加をただしながら、ふるさと再生につながる取組をしてきました。今後も継続した取組をしてまいりたいと思っております。

さて、私からは、4点についての質問をいたします。

質問の1点目ですが、新型コロナワクチン接種についてご質問いたします。

今、村民の不安の声の一つに、感染が拡大する新型コロナがあります。国内感染者12万人、県内も7,500人、村も、本日報告がありましたので2人の感染プラス2人ということで4人の感染が出ております。コロナの型も変化して感染力の強いものになっておりますが、国はオリンピックをやっておきながら、国民は浮かれて外には出るな、飲み会はするな、お盆のお墓参りも帰るな、一方的に人流の抑制を国民にお願いするだけで、感染減少の決め手を欠いております。ワクチン接種頼りだけにしか見えない状況にあります。

さて、質問の本題ですが、このコロナ感染の猛威が増す中で、まだまだワクチン接種が終わっていない村民から、もっと早くワクチン接種ができないか聞かれる場面が多くあります。そのたびに私は、福島市に協力をいただいて接種をしてもらい、副反応に対応するためなんだと答えてまいりました。しかし、村民からは、接種の予約をするために100回以上も電話をしてもつながらず苦勞をした話とか、村は今まで敬老会とか総合健診で村を挙げてやってきた経緯があります。それから、電話予約などしなくても行政区ごとの日程を決めて片っ端からワクチン接種をしてもらいたいという話を聞きます。これはもう2回接種した高齢者の方からもそういう話が出ております。さらに、テレビ、新聞等でほかの小さい自治体が高齢者に加え一般住民も接種する報道を聞いて、今後はいいたてクリニックのあづま脳神経外科病院にお願いをして、公民館なり体育館など接種できるようにしてほしいと要望も聞きましたが、村長の考えを伺います。

次に、質問の2点目ですが、高齢者の買物についての質問をします。

先ほど、佐藤八郎議員から高齢者の買物についての質問はございましたが、村内の帰村率は高齢者が多く、高齢者からは年々、車での買物が苦しくなっているとお聞きします。さらに、高齢者で免許を返納してしまった方、また、最初から免許を取得していない高齢者の方が手助けを必要としているのが現状です。このことを村執行部に伝えると、介護の手助けもヘルパーもいろいろな事業があるとの回答があるわけですが、村民の知らないことが多いようであります。もっと各事業の内容を、制度的なことを具体的にPRするなり、気軽に相談できるようにすべきと思いますが、その対策について伺います。

次に、質問の3点目ですが、村の防災計画について質問をいたします。

村の防災計画については、以前、質問で早期策定をお願いしたところではありますが、その後、マップは配布されました。ところが、肝腎の防災計画はまだのように思います。計画策定に当たり、各行政区の意見を反映しないと生きた防災計画にはならないと思うのですが、その後の防災計画の進捗について伺います。

最後に、質問の4点目ですが、飯舘牛の復活と6次化についてを質問いたします。

現在、繁殖農家は10戸で約400頭以上の牛を飼育しております。年間約160頭を出荷して、約1億円の売上げになっております。これは、400頭で160頭ということですが、現在まだ繁殖の牛ということは、販売までには2年がかかります。現状で約160頭を出荷しております。本年ですとこれを超え、1億5,000万円ぐらいの売上げにはなろうかと、私の試算では思っております。

震災以前の1,600頭を飼育していた頃に戻すのには、まだまだ時間がかかりますが、でも確実に飯舘牛ブランド復活に向かっていることは間違いないと確信しております。

さて、質問の本題ですが、このように着実に牛の頭数も売上げも伸ばしている中で、さらに飯舘牛ブランドの確立と所得を上げるためには、牛の生産だけではなく、飯舘牛の6次化を進めるべきと考えております。和牛改良組合員の中には、この震災10年を経て、食肉加工と食肉販売ができる人まで出ております。ただ、生産するだけでなく、見せながら、楽しみながら、加工して、食べさせて、村の特産品として道の駅で売れるような、夢のあるような将来計画づくりが必要だと思っております。その夢のある将来計画は、村総合

振興計画も出ていて、今、実施計画と過疎計画の策定中だと思いますが、この復興5年間のうちに両計画を盛り込んで、村議会の議決をもらわないと、国・県に補助金の申請ができないものと思います。飯館牛の6次化の考え方と計画策定について村長の考えを伺うものであります。

以上で4点、私の質問とさせていただきます。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 喫飯のため、休憩します。再開は13時10分とします。

（午前11時50分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き、再開します。

（午後 1時10分）

村長（杉岡 誠君） 4番 佐藤一郎議員のご質問の1点目、新型コロナウイルスワクチン接種についてお答えいたします。

今年度、村では、新型コロナウイルスワクチンの接種に際し、次の3つの方針に基づき接種を実施しております。

まず、1つ目は、村民が速やかに、安全かつ安心して接種できるようにすること。2つ目に、アナフィラキシーショック、急性アレルギー反応のことでありますが、これらなどの副反応が生じた際に救急医療を受けられる体制整備を最優先にすること。最後に、避難先を含む関係市町村、県と緊密な連携を図ることです。

特に、方針の2つ目に挙げた副反応への対応として、今年度はいいたてホーム以外での村内接種を見送り、救急医療体制が整っており、多くの村民が避難している福島市に協力を依頼し、福島市との協定を締結することで、村内居住者が福島市内でワクチン接種ができる体制を整えたところであります。

なお、ワクチン接種については、市町村により接種時期、接種方法等が異なりますが、避難先市町村においても村民の皆様が確実にワクチン接種を受けられるよう、各自治体による周知とは別に村独自の個別通知や接種券の発送等を実施しているところであります。

また、村内に居住されている高齢者のワクチン接種については、村社会福祉協議会に依頼し、対象者のお宅を一軒一軒訪問して聞き取りを行うことで、接種の意向や移動支援の必要の有無等を確認し、村内居住の高齢者の半数以上に当たる420人について福島市内のあづま脳神経外科病院でのワクチン接種を実施したところであります。

接種の進捗については、8月27日現在、65歳以上の高齢者全体で87.6%、うち村内居住の高齢者については、89.5%の方が1回目の接種を完了しております。

また、村全体の接種についても、57.2%の方が1回目の接種を完了しているところであります。

現在、村では、村内に居住する村民が年齢を問わず早期にワクチン接種を受けられるよう準備を進めており、村内に居住の未接種の方に電話等で接種希望の有無を確認したところであります。

なお、希望者については、9月3日からあづま脳神経外科病院でのワクチン接種を実施してまいります。

あわせて、国の啓発に基づき、村に住所を持つ妊婦及びそのパートナーにつきましても同病院での接種を実施することとしております。

今後のワクチン接種体制については、今年度のワクチン接種についての副反応の状況やワクチンの共有体制等の状況を鑑み、検討してまいりたいと考えております。

他の質問については、担当よりお答え申し上げます。

村づくり推進課長（村山宏行君） 私からは、ご質問2の高齢者の買物についてにお答えいたします。

高齢者への買物支援については、現在、生活支援ワゴンの運行や村社会福祉協議会による地域お助け合い事業など生活の利便性向上に関する事業を複数実施しており、買物支援の足として重要な役割を担っているものと考えております。また、買物環境に関しては、移動販売や宅配サービスの事業者が村内での営業を行っております。加えて、8月7日より道の駅までい館前において毎週土曜日にファンズ川俣店による移動スーパーの出店も開始されたところであります。これらにより、村民の買物環境については少しずつながらも改善されてきているものと考えております。

しかしながら、おただしのおり、村民への周知がまだ十分ではないと認識しておりますので、今後、広報やお知らせ版等による周知のほか、社会福祉協議会や各種団体とも連携したプッシュ型のお知らせ方法を充実させるなど、より一層村民の皆様に分かりやすい形での周知、PRに努めてまいりたいと考えております。

副村長（高橋祐一君） 私からは、ご質問3、村防災計画についてのご質問にお答えいたします。

地域防災計画策定委託業務については、令和2年度末に完了しており、住民の方に直接ご活用いただくハザードマップについては、各行政区のワーキンググループの意見を反映したものを令和3年7月に全戸配布したところであります。

次に、地域防災計画については、災害対策基本法に基づき、市町村の行動指針を定義するものでありますが、策定業務完了後に災害対策基本法の一部を改正する法律が令和3年5月20日施行され、従来の避難情報を包括的に見直した避難勧告・避難指示の一本化等、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策実施体制が強化されました。その法律等を反映させた上で、村防災会議の審議に付して徴収した意見を踏まえて、現在は県の防災計画の指針に即しているかの確認と最終調整を行っている状況であります。なお、策定した計画内容等については、概要を広報等で町民の皆様にご周知する予定であります。

産業振興課長（三瓶 真君） 私からは、ご質問の4の飯舘牛の復活と6次化についてお答えいたします。

震災前の村においては、村、JA、商工会、飯舘村振興公社で構成した飯舘牛ブランド推進協議会が村内で肥育された黒毛和種の肉用牛であること、肉質等級が3等級以上のもの、歩留等級がA等級のものという定義を満たす枝肉を飯舘牛として認定し、生産・

流通・販売までの一貫した体制を構築する中で、村を代表する特産品としてブランド化してきたものです。

村としてはこれまで、飯館牛ブランドを復活させるために、まずは個々の畜産経営体の経営安定を図ることを第一目標と定め、これまで、牛舎の整備、農業用機械や素牛の導入等の支援を行うとともに、飼料生産の負担を軽減するための施策として、農地の大規模な集積による飼料生産を専業とする農業経営体、すなわち飯館版の畜産コントラクターの育成も図ってまいりました。

この結果、議員おただしのとおり、現在、村内での和牛繁殖経営体は11件、飼養頭数も母牛だけで約400頭まで増え、和牛肥育や経産牛肥育に取り組まれている経営体もいることから、まさしくブランドの復活に向けて第二のステップとして新たな飯館牛の定義のほか、認定する体制や販路の開拓などの検討を重ねていくための条件が整ってきていると考えております。

なお、ブランド復活のためには、賛同する方々がお互いに協力して、一定の方向性に向かって健全かつ高品質な和牛を育てていくことが必須となりますので、今後、そうま和牛改良組合飯館支部などとも連携して、協議・検討の場を設けていきたいと考えております。

また、ご提案のあった6次化であります。村としましても、飯館村で生産された牛肉を、消費者に飯館牛として手に取っていただくためには、生産から加工、流通、販売までの一貫した体制、すなわち6次化体制の再構築が必要でありますので、生産者やそうま和牛改良組合飯館支部のほか、流通事業者等との新たな関係性の構築の模索を含めて検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

4番（佐藤一郎君） 1点目の質問のワクチン接種についての再質問をさせていただきます。

今回のワクチン接種は、このまま福島市にお願いしても、次は村独自でワクチン接種ができるように、いいたてクリニックあづま脳神経外科病院にお願いすべきと思います。既に村の特老でも村内接種をしているわけですから、村民も同じく人の命は貴いものです。さらに、子供たちの感染が拡大しています。1人でも死亡してしまえば、取り返しがつかなくなりますから、高いお金を払ってでも、村内のワクチン接種を希望しますが、もう一度村長に所見を伺います。まずもって、ブロンズ像のように何千万円もかからないと思いますが、どうでしょうか。お伺いします。

村長（杉岡 誠君） 今、村内で接種をとということで、再度質問頂戴したところであります。ご答弁申し上げましたけれども、まず副反応ということが、当初、非常に懸念されたということがありまして、福島市との連携の中で、あと避難者が多いということもありまして、福島市を選定をして、協定を結んでいただいたという経緯がありますので、今年度については、その体制で2回目の接種が済むようにしたいなと思っているところであります。

なお、ご答弁申し上げましたけれども、副反応が、熱が出たり、頭痛がしたりということはあるかもしれませんが、一番重篤になると考えられているアナフィラキシーショッ

クというものが生じないということがおおむね分かれば、議員が今ご提案いただいたような村内病院での接種ということも十分検討できるのではないかなと思っております。

なお、村であづま脳神経外科病院のほうに特段のご理解、ご協力をいただいて、今、村内居住の方々進めておりますけれども、実はこれも決して当たり前の形ではなくて、今までの提携、協力の中ではありましたけれども、やはり福島市民の方々の接種ということもあづま脳神経外科の中では大きい部分もありますので、そういった中で特段のご理解をいただいて、また、福島市との非常に緊密な連携の中で、高齢者の方、そして今回は2度目のあづま脳神経外科での協力をいただいて進めておりますので、その部分は今年度築き上げたそういう連携も大切にしながら、おただしのことができるような形を目指しながら、検討を重ねていきたいと思っております。

以上であります。

4番（佐藤一郎君） 今回の接種のデータなどを検討しながら、今後、村民の安全・安心のためにこのワクチン接種、村で、そして福島市に避難している方も含めて、村内での接種を検討していただければと思います。

続きまして、2点目の防災計画について再質問させていただきます。

防災計画、この質問ですが、以前、一般質問なり予算委員会の中で防災計画について行政区長にも聞くとか、まだまだ意見は聞かれていないと思うんですが、中間で行政区に下ろして意見を聞かないと、生きた防災計画にはならないと思います。避難のときのような有事でなく、落ち着いたわけですから、丁寧に村民の意見を聞いて、一つ一つの計画にのせるべきだと思いますが、再度考え方と進め方について伺いたいと思います。おおよそこの計画ができつつあるというわけですが、その考えを伺いたいと思います。

総務課長（高橋正文君） おただしの防災計画についてでございますが、現在、せんだって、皆さんにお配りしたハザードマップについては、各行政区のワーキンググループで吸い上げた地区とか、ご意見を反映させてお配りしたところでございます。

今ほど議員からあったこの防災計画というのは、こんなような感じで約200ページの計画になりますが、今、最終調整を進めているということでございます。この内容を若干申し上げますと、5編、5つの区分で編成になっておりまして、総論から始まりまして、一般災害対策編、あとは震災対策編、原子力対策編、事故対策編ということで、5つに分かれて計画をしてあるわけですが、行政区の意見を吸い上げさせていただいて、これに反映するというような計画、総合計画とは若干様態が違いまして、ほぼ行政の有事の時の対応の仕方、県の対応の仕方、あと関係団体、消防とか警察、そのような各機関の災害時の対応をまとめた、詳細にまとめたというような計画になります。だから、行政区からのご意見いただいて、事業に反映するとか、ちょっと総合計画とは性質が違う計画ということになります。

ほぼ、今完了しておりまして、最後、関係機関と調整をして、県のほうに送るというような段取りで進めております。

この内容については、広報紙を通じて、その概要については村民の方にお知らせしたいなと考えているところでございます。

これですと、行政としてもなかなか、何のときは何をするというの、見るのがなかなか大変な膨大な分量がございますので、今後は庁内で実際に災害のときの対応マニュアルが一目瞭然で分かる、例えば、震度5強のときは課長以下、必要な人員が出勤するとか、簡単に見れば分かるような防災対応マニュアルというのを、これの簡略化したものを庁内でつくりたいなと考えているところでございます。

ですから、一郎議員からありました行政区からのご意見というのは、ハザードマップのほうに、そのワーキンググループで話し合っていた内容は記載をいただいて、配布したというところでございます。

4番（佐藤一郎君） 総務課長から答弁いただきました。まずもって最近ではゲリラ豪雨やら、そして東日本大震災の余震などが突然災害をもたらす、そういう時代なのか分かりませんが、こういうことが突然起こります。有事の際の村民の安心のために、しっかりとした防災計画を策定していただきたいと思えます。

続きまして、第4問目の再質問をさせていただきます。

村の農業は、長い年月をかけて米と牛と野菜と花の複合経営になってきた歴史があります。将来計画を1年立てるのには、10年の歴史を検証すべきですし、5年の将来計画を立てるのには、50年を遡って計画をつくらないと、物にはならないと思えます。飯舘牛の6次化の実効性を高いものにするためには、今策定中であろう実施計画と過疎計画に盛り込んで、各行政区なり各種団体の意見を聞いて、生きた計画にすべきと思えます。震災に遭ったから今までにないものとか、避難のときのような有事で、先ほど言いましたように、有事でなく落ち着いたわけですから、丁寧に村民と各種団体に意見を聞いて、一つ一つ計画にのせるべきと思えますが、再度考え方と進め方について伺います。

産業振興課長（三瓶 真君） まず、私のほうからは、その4番の質問に関連した、いわゆるこの牛のブランド化についての計画反映についてお答えをさせていただきます。

議員おただしのとおり、これまで村の農業形態は様々な冷害等被害に対応するために、複合経営という形を取ってきたという歴史もあります。さらには、飯舘村独特の気候のよさを生かした品種やそういったものを選定してきたという中にあります。そこにあって、飯舘牛でありますけれども、先ほど答弁で申しましたとおり、農家が増え、頭数も増え、だんだん次第にこの数、質ともに充実してきたところでありますが、おただしのその6次化というところを目指すと当たっては、やはり一貫した体制をつくる必要があるという中で、今、経営基盤の安定策に取り組んでいるところではありますけれども、これに加えて、さらに肥育農家といえますか、そういうものの育成に力を入れるということも重要かと思っております。その上で、そのブランド化を計画の中にどういうふうに行うかというところを検討していくわけでありまして、そこに当たっては、現在の第6次総合振興計画の中では、産業部門の中に畜産農家増加推進事業というタイトルで、まず、その農家数を増やしましょうということをやっております。まさにこれにのっとって村が進めてきたわけでありまして、ブランド化については、さらに令和5年度にブランド化検討委員会というものを設置するという、今記載がござ

います。ただ、これについては、そのとき、そのときの状況を見極めながら、今お話ししたように、もしそれより早くこの体制が整うということであれば、その計画より早くこういった協議体を立ち上げて、これからブランド化をどうしていくかという検討が必要になってくるかなとは思っております。まずはそういった協議体を立ち上げる中で、特にこの飯舘牛の件に関しましては、まずは畜産農家、あるいは改良組合の飯舘支部、さらにはJ A、そういったところとの協議をまず進めて、その上でさらに地域の意見を聞いたほうが良いということであれば、そういったものもその検討の中に加えながら検討し、そして計画に反映すべきと考えております。

以上です。

4番（佐藤一郎君） ただいま産業振興課長から答弁いただきました。その中で、計画にもブランド化の推進ということで、令和5年度に入っているという答弁でした。まず、村内外からやっぱり飯舘牛復活ないのかという期待はもう皆さんされていると思います。なかなかそれが何かのいろんな困難があって、現実化しません。でも、そのルールに乗せていただいて、それを現実化させて皆さんにこの復興のあかしを見せたいと思いますので、ぜひともそのための施策を打っていただきたいと思います。ご期待申し上げます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（菅野新一君） これで佐藤一郎君の一般質問を終わります。

続いて、6番 高橋和幸君の発言を許します。

6番（高橋和幸君） 午後になりましたので、こんにちとはと申しておきます。

議席番号6番 高橋和幸、令和3年度9月定例会一般質問を行わせていただきます。

まずは、質問に入ります前に、今や全国的で深刻な社会問題となっているコロナウイルス感染症問題ではございますが、本村からも現在で2名、先ほど佐藤議員からもお話がありましたけれども、今日また追加で2名の感染者が分かったということで、現在で計4名ですか、飯舘村からコロナウイルスの感染者が出てしまっているということで、その不安の気持ちや、懸念が的中してしまい、非常に残念に感じております。願わくば飯舘村からは1名の感染者が出ることもなく、この現状を乗り切ることができればと思っておりましたが、出てしまったものは仕方がございませぬし、憂いてばかりいても仕方がありません。現状を真摯に受け止めて、これ以上の感染拡大や子供たちの不安につながらないように、行政、議会が丸丸となって拡大の防止、抑制にしっかり取り組み、この難局を何としても打破していかなければいけないと強く感じております。

また、私ごとになってしまいますが、1期4年間、議会議員として何とかこの職務、職責を全うできるところまでやってまいりました。何の経験もなく、知識も学もない私が、このような重責を果たせたのも、ひとえに議員各位の皆様、行政各位の皆様のご協力と有権者の皆様のご厚意があったればこそその現在であり、何度も壁に自分自身ぶち当たり、本当に辞職を考えたことも一度や二度ならずありましたけれども、そのようなときには必ず誰かからの温かいお言葉をいただきましたし、人間は一人では決して生きていくことはできず、人生は人に支えられて成り立っているものだと、この4年間で肌で実感をした次第でございます。非常に貴重な経験を積ませていただきました

ことに関しまして、この場をお借りし、ここにおられる全ての皆様に対して厚く感謝と御礼を申し上げます。

次回改選がございしますが、私は今年に入って1年間、かたくなに出ないと、出馬はいたさないと申ししておりましたが、熟慮した結果、出馬を決意した次第でございます。どういふ結果になるかは分かりませんが、その結果によっては今度は経験者として人を支え、頼られる存在でありたいと考えておりますし、私も人間です、神様や仏様でもありませんし、聖徳太子でもありません。まだまだ足りない面やふがない面も数多くあるとは思いますが、運がありまして、またこの場に立てる日がございましたら、また皆様方の温かいご協力をお願いしたいと思っておりますし、これまで以上に精進と研さんを重ねて上を目指したいとも強く自覚をしております。

長くなりましたけれども、基本は飯館村のこれからの再生と復興、これまで以上の自治体の進化を願ってのことであり、ふるさとへの誇りを胸に、何人になろうとも、どんな形になろうとも、皆様との関係や協力を努めていきたいと思っておりますので、その際にはぜひともよろしくお願い申し上げます。

皆様の人生に明るいともしびが光ることを強く願ひまして、この4年間最後の一般質問に入らせていただきます。

私のほうからは4点、4項目の一般質問をさせていただきます。

#### 1、SDGs 多様性意識を活用した学校給食の推進について。

①教育委員会及び学校関係者の皆様には、常日頃から子供たちの食育に興味を持たれて、健康や成長を意識した給食への取組に励まれていることと思われませんが、食べ残しのない、多様性を意識し、特化した食育の進め方をどのように実践されていくのかをお伺いいたします。

#### 2、新型コロナウイルス感染症・集団接種問題について。

①このたびの集団接種に関しては、避難先の各自治体に依頼をしたわけでございますが、切実な問題として、医療等の面に関して本村には不足な面が多々ある中で、いかなる打開策を模索していくのか。また、今後、集団接種等が行われる可能性があった場合、ほかの自治体に任せるのか、それとも本村で接種できる体制づくりを構築していくのかをお伺いいたします。

#### 3、食料生産自給率の向上について。

①並々ならぬ逆風を耐え抜いて今日の本村の姿まで取り戻したわけでございますが、いまだにほかの生産物に頼るところ多々であります。本村内においての自給率の向上、需要と供給のバランスをどう捉え、生産の向上を図り、消費の拡大につなげていく手段を行政としてどのように今後の村づくりの発展に生かしていくのかをお伺いいたします。

#### 最後に、4、村有施設・財産的施設の有効活用と維持管理について。

①これまでの一般質問においても取り上げてまいりましたが、まだまだ有効活用できる村有施設は存在し、手つかずの施設、土地の活用をどのように図っていくのか。維持管理等に関しましても村民の憂いの声が多く聞こえる現状でございますし、どのような周知と解決策につなげていくのかをお伺いいたします。

以上、4点、4項目を一般質問といたします。

村長（杉岡 誠君） 6番 高橋和幸議員のご質問3の食料生産自給率の向上についてお答えいたします。

まず、村内における農作物の状況であります。平成29年3月末に避難指示が解除されて以来、徐々に村内で営農を再開する方が増えつつあります。村内では、今年度、176ヘクタールの水田で主食用米等が作付され、このほか村が把握している限りでは60種類以上の野菜が栽培されております。

また、現在、市場流通している飯舘村産の品目としましては、里山のつぶなどの主食用米、ふくひびきなどの飼料用米、アルストロメリアなどの花卉、インゲン、キャベツ、牛や豚のほか、小規模ですが、行者ニンニク、タラの芽、ブルーベリーなどがあります。

それ以外の野菜の大部分は生きがい農業として栽培されている自家消費野菜であると捉えております。この部分の生産量、所得の向上に対しましては、今年度から生きがい農業のステップアップ事業として新たに市場等への出荷を目的にして作付を行う意欲ある方を増やすために、新たに補助事業を設け、7月から受付を開始いたしております。

また、ご質問にあります食料自給率に関しましては、日本全国、あるいは東北地方など、もっと広い規模で考慮すべき指標と考えておりますが、村という狭い範囲の中では、震災前であってもなかなか食料自給の充足は成り立っていなかったのではないかなと思っております。村の農畜産業についても、村外の需要に対して発展してきたという経過がございます。

ただし、地産地消の考え方に立ち、村内需要の拡大につなげる取組や村内消費による評価は非常に重要であると考えております。

村内での評価が高まり、消費が増えることで、おのずと村外への発信力の強化につながり、生産量の増や生産者の所得向上、やりがいにもつながるものと考えております。

一方で、やはり大きく農畜産業を発展させるためには、村外需要、市場流通の中での高い評価を目指すことはもちろんですが、併せて安定供給を図る必要があります。

そのためには、比較的小規模かつ高品質な生産物については、道の駅直売所での販売などにより、村内外の消費者の評価や声を捉えながら、消費者のニーズを把握することが大切でありますし、なりわい農業としての生産物については、官民合同チームやJAふくしま未来とも連携した、さらなる販路開拓、販路強化が必要と考えております。

今後も、村独特の気候や条件を生かして生産し、特色づけしながら村ならではの農畜産品を育て上げていく取組を推進してまいりたいと考えております。

他のご質問については、担当よりお答えを申し上げます。

教育長（遠藤 哲君） 私からは、1点目のSDGs多様性意識を活用した学校給食の推進についてお答えいたします。

本村における食育については、村教育委員会による学校教育指導の重点及びいいたて希望の里学園による教育計画により、学校・家庭・地域の連携による食育の推進と望ましい食習慣の確立を図ることを目的として、学校で食に関する指導の全体計画を立て、実践しているところであります。

具体的な例を挙げますと、社会、理科、生活、家庭、体育、総合的な学習の時間や特別活動の時間における教科横断的な指導。給食の献立を通して、教科等で学習したことを確認することや、準備から後片づけまでの一連の給食指導。健康診断の結果から健康相談を行ったり、日常生活の実態から肥満や痩せ傾向、アレルギー、偏食の改善のための食事指導や運動指導など、児童生徒への個別的な対応をしております。

また、村内で取れた野菜の活用、家庭の協力によるMy 弁当の日の設定、地域人材の活用による団子さし・みそづくりなどの食文化についての学習を行うなど、様々な角度から食に関する指導を行っているところです。

おただしのSDGsについては、本村の学校の食に関する指導の全体計画には文言としては盛り込まれておりませんが、食に関する指導の中で、楽しく食事を取り、心の貧困をなくすことがSDGsの目標1にある「貧困をなくそう」につながることで、食品の安全に関心と正しい知識を持ち、バランスの取れた食事をするのが目標3の「すべての人に健康と福祉を」につながることで、さらに、地場産物を取り入れることや、食べ残しをしないことが、目標8の「働きがいも経済成長も」や、目標12の「つくる責任つかう責任」につながることで、食文化や郷土料理を知り継承することが、目標11の「住み続けられるまちづくりを」につながることで、現在進めている食育の一つ一つが、SDGs、いわゆる持続可能な開発目標で示されているそれぞれの目標につながっていると考えております。

以上です。

健康福祉課長（石井秀徳君） 私からは、質問の2点目、コロナウイルス感染症・集団接種問題についてご質問にお答えさせていただきます。

さきの佐藤一郎議員の質問にもお答えさせていただきましたが、村では、村民が速やかに、安全かつ安心して接種できるようにすること。アナフィラキシーショック、いわゆる急性アレルギー反応のことでありますが、などの副反応が生じた際に救急医療を受けられる体制整備を最優先すること。避難先を含む関係市町村や県と緊密な連携を図ることを方針として、今年度の接種に臨んでいるところであります。

特に方針の2つ目に挙げました副反応への対応として、今年度はいいたてホーム以外での村内接種を見送り、救急体制が整っておる多くの村民が避難している福島市に協力を依頼し、福島市との協定を締結することで村内居住者が福島市でワクチン接種ができるよう体制を整えてきたところであります。

日本での接種実績がまだまだ少ないワクチンでありましたので、重篤な副反応も視野に入れての対応をしなければならぬ状況を鑑み、このような体制を取らせていただいたところであります。

なお、中核市との協定でありましたので、接種対象人数も多く、電話やネットが繋がらない、なかなか予約が取れないなどの多くの問合せがあったことも事実であります。村としましては、個別通知をはじめ電話などでお知らせをしたり、それから、スマートフォン等の使い方等で予約支援などを行ってきたところであります。

また、村内居住者に対しましては、福島市及びあづま脳神経外科病院と協議をし、村の

接種率を確保していただきながら、6月、7月にかけて65歳以上の高齢者の接種を進め、現在は村内居住者については年齢を問わず接種日程をご案内できるように、今現在準備を進めているところであります。10月中旬までには希望者全員の2回目の接種が終了する見込みとなっているところであります。

なお、今後につきましては、今年度の経過と経験、それから副反応の状況、こういったものを鑑みながら、ワクチンの供給量、こういったものも見定めて、村内での接種の可能性も含めて今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

総務課長（高橋正文君） 私からは、村有施設・財産的施設の有効活用と維持管理についてのご質問にお答えをさせていただきます。

村有施設については、復興事業と並行して、将来の村の発展のために必要なもの、また、耐用年数が過ぎていたものなどについては、建て替えや修繕を行ってきたところでございます。

震災後、使用していなかった村有施設や村有地のうち、旧草野小学校は、その一部を飯館村振興公社の事務所や大阪大学の村内での教育活動拠点などとして、また、旧白石小学校については、株式会社地域創造研究所に貸与し、現在は同研究所をはじめ、グループ企業などの事務所として活用されております。そのことによって少なからず村内の雇用創出などに貢献をしているものと考えているところでございます。

旧飯樋小学校については、北校舎や西校舎を解体、南校舎を改修し、災害時には避難所として、平時には地域のコミュニティーの場として活用することを目的とした飯館村地域防災センターとして整備したところでございます。

また、比較的面積の広い村民グラウンドなどは、村内の復興事業に携わる企業に仮設事務所用地として貸与しているところです。また、旧飯樋診療所や老人憩の家やすらぎ跡地など再活用に至っていない村有地もあるというところも事実でございます。

なお、現在、もりの駅まごころやままでの家、あいの沢オートキャンプ場などは、利用想定者や村民の方を交えたプロジェクトチームを設置して、検討を重ねていくということとしているところであります。

老朽化が進んだ施設については、修繕など維持管理費が増加することが将来予想されますので、施設の維持管理経費の削減につながる民間の活力を活用した新たな利活用や施設整備の目的である村民福祉の向上のために、楽しんで活用される方、愛着を持って利用される方が増えるような施設の在り方、そして使い方についても、今後、現在行っている公共施設利活用検討委員会でさらに検討を進めてまいりたいと考えております。

6番（高橋和幸君） それでは、順番どおりに再質問等を行っていきたくは思っていますが、私は、今非常に緊張して困っております。なぜかと申しますと、私、常にA4紙10枚ほどに再質問から再々質問まで、いつも書いて持ってくるんですけども、今回は書いておりません。なのでちょっと頭が真っ白になってしまい、言葉が詰まってしまったり、時間を止めてしまう可能性もございますが、その辺は何とぞご了承願いまして、再質問等を聞いていただければなと思っております。

では、私なりの再質問をしていきたいと思えますけれども、1-1の答弁書にありました、多様性を意識し特化した食育の進め方と、私書いて、それに対して答弁、これというか、全てに対しての質問をさせてもらっているんですけども、特にSDGsに特化した非常に細かい答弁をしていただいて、本当に感謝を申し上げます。今回、非常にこういう細かい答弁をもらってありがたいなと思っているんですけども、それはさておきまして、そこで、今聞いた多様性を意識し特化した食育の進め方、これは非常に断定的とも言えますし、また、幅広い捉え方もできると思うんですよ。非常に簡単そうで難しい文章なんですけれども、これの捉え方を教育委員会としてはどのように捉えておられるでしょうか。難しいご答弁だと思いますけれども、お願いします。

教育長（遠藤 哲君） その話になりますけれども、このSDGs、2015年に国連で採択したもので、私たち教育委員会として特に、これ絶対的な課題ではありませんので、これを意識して昨年度、この食育の指導の重点を策定したということはございませんので、先ほど申したとおり、その点について具体的に学校の食育に触れていることはありません。ただ、議員の質問にもありましたので、我々なりにもう一度見直して、SDGsとの結びつきを明らかにさせていただいたというのが先ほどの答弁です。

大きく分けますと2つあると思います。1つは、食に関する考え方の多様性というんでしょうかね、様々な角度から食を見直しているということが、まず1点。もう1つが、子供たちの多様性に対応する、そういう2点がSDGsの多様性と給食、食の関わりであると捉えております。

以上です。

6番（高橋和幸君） 非常に難しい質問をしてしまって申し訳ないんですけども、答弁書も多くがSDGsに関してのご答弁の内容になっておりますけれども、多分これは、高橋だからどんなことを聞いてくるんだろうと、どこまで細かいことを深く掘り下げてくるんだろうということで、このようなご答弁になっているのかもしれないけれども、今回はあまりここは気にしないでください。私が聞きたかったのは、あくまでも給食、そして食育という2点に関してですので、SDGsに関してのことはあまり深く考えなさらずに、気軽に考えてご答弁していただければと思います。

まず、学校給食の推進ですね、要は給食と食育ということに関してですけれども、学校給食の在り方には、私、非常に感謝しております。ご承知のとおり、うちの娘も通学させていただいておりますので、いろんなものが出るたびに、私に報告してきますし、つい先日、数日前も、「パパ、今日きつねうどんが出たよ」と、「出たら何だったの、おいしかったの」って言ったら、「おいしかった」と、「味薄くなかった、パパも今まで2回ほど給食食べに行ったけれども、そのときは、パパはちょっと味が薄かったんだよね」って言ったら、「今はそんなことないよ」と。「でも学校の給食は量が多いからな」と言ったら、「うん、そこが問題だよ」という娘の返答でして、うちの娘も食べず嫌いが多くて、偏食家なんですけれども、その娘でさえ今の学校給食に非常に満足しておりますので、本当にそこに関しては、一親として感謝を申し上げたい次第だと思っております。

ただ、食育というものは、給食を与えていればそれでいいという簡単なものではないと思うんですよ。食べさせてるからいいやとか、給食を出しているから、それが食育だとか、そういうことじゃないと思うんですよね。なぜかといいますと、今のこの答弁書の中に、地域人材の活用とか、みそづくりとあるんですけれども、多分、教育委員会ご承知のとおり、うちの娘、みそをつくって、友達がつくったものを持ってきました。こういうことをやったよって。これがやっぱり、食べさせること、給食を食わせることだけが食育じゃなくて、こういう取組も食育だと私は考えているので、このご答弁と教育委員会の今の取組、本当に非常に心から、議員としても、親としても、感謝を申し上げます。

そこで、給食の在り方、食育の進め方なんですけれども、教育委員会のほうでビーガンというお言葉はご承知でしょうか。

教育長（遠藤 哲君） 申し訳ございません、存じておりません。

6番（高橋和幸君） ご存じないということでしたので、別にそれは構わないんですけれども、つい先日、東京都のほうで取り組まれているものが新聞に載っておりまして、これビーガン給食というものは、完全菜食主義給食、要は、魚や肉を出さない、野菜メインの給食であるということですよ。このビーガン給食を、東京都の八王子の小学校なんですけれども、これが今年から月に1回、エブリワン給食として月に1回提供している取組をSDGsの理念である誰一人取り残さない、また、多分、学校にもいると思うんですけれども、アレルギー者、そういう人たちの対応や、宗教上の対応などに関してもできるということで、ビーガン給食というのを学校で取り入れているんですよ。これを、私、新聞見たときに、切り取ってあるんですけれども、非常にいい取組だなと思ひまして、多分、今学校のほうでもふるさと食育というのかな、多分、飯舘村の産物ですか、今、給食に出していると思うんですけれども、多分その中には、基本的には肉類とかはメインじゃないと思うんです。ふかしジャガイモとか、分からないですよ、何を出しているかは。多分、そういうものだと思うので、ぜひともこのビーガン給食、完全菜食主義、野菜給食ですね、これ野菜だけだから、何だ大したことないなとか、おいしくない料理なんじゃないのかと思ひがちかも分からないんですけれども、野菜も非常に重要でして、人間に大事なミネラルとかビタミンとか、十分に栄養が取れる食材でもありますから、学校のほうで、すぐ来月からとか、そういう話ではございませんけれども、次年度から、このビーガン給食の取り入れというものをぜひとも考えていただけないものかなと思ひまして、ご提案を申し上げます。いかがでしょうか。

教育長（遠藤 哲君） 初めて聞かせていただいて、大変勉強になりました。ただ、まだまだ分からない部分ありますので、後でさらに少し勉強させていただきますが、その菜食の給食を取り入れているという理由が、先ほどの話ですと、宗教上の理由、あるいはアレルギー対応ということなのかと思ひておりますが、結論を言いますと、私の考えなんです、やはり健康な子供たちにはできる限り様々な、もちろんバランスの取れたものをおいしく食べてもらおうと。そして、その一方で、そういうものを食べられない子供がいると、こういうことを知ること、そして、それにうちの学校でも行っていますしっか

りとしたアレルギー対応ありますが、そういうことを大人がやっているということを知ること、広い意味では食育なのかなと思っておりませんが、なお、そういうことができるのかどうかから始まりますが、勉強させていただきたいと思います。

ただ、議員、ご存じのとおり、義務教育学校になりまして、いわゆる村の給食センターという扱いでなくて、今度、学校の給食室という扱いですので、私たち、大きな方針は示しますけれども、あくまでも味とかメニューについては、現場、校長に任せてありますので、校長会等でも少し話をさせていただきますが、勉強させていただきたいと思います。

以上です。

村長（杉岡 誠君） すみません、私から追加で。ビーガン、完全菜食主義ということで、今、日本語ですね、言っていただきましたが、実は、完全菜食主義は、かなり細部にわたっての部分でして、いわゆるベジタリアンと呼ばれる野菜を食べるということではなくて、例えば、牛乳とかも飲まないし、あるいはだしに魚肉関係のだしがあれば、それも使わない。あるいは、場合によっては、野菜そのものが、例えば牛ふん堆肥とか、そういうものから作られたものであれば食べないとか、そういう動物性のものを極力排除するという、そういう主義だと私は認識しておりますので、完全なビーガンという形のもの、非常に栄養価の部分とか、あるいは生産の履歴管理の部分からも、ちょっと難しい部分はあるかなと思いますけれども、今、教育長がご答弁申し上げたとおり、勉強させていただいて、どこまで、どんなことができるかという検討を、教育委員会、あるいは学校給食、あるいは校長会の中で検討させていただきたいと思っております。

以上であります。

6番（高橋和幸君） 細かいところまで言うてしまうと、今、村長からご答弁のあったとおりのことがビーガンの本来の由来の意味になるんですけれども、教育長のほうからアレルギーとか宗教上の理由だけということありましたけれども、多分この学校でも、完全ビーガン主義とか、アレルギーと宗教上の禁忌に対応しただけの取組でやっているわけではないと思うんですよ、この八王子の浅川小学校というところなんですけれども。なので、完全に油性のものを取らないとか、肉、魚を取らないとか、私からすると、すごい地のものという飯舘村は、飯舘牛はありますけれども、メインは花とか野菜関係になってくると思うんですよ。なので、あまりそういうことを言われると、何か野菜を軽んじているのかなと感じてしまうんですけれども、やっぱりふるさとの味ってなると、いろんな、全国自治体がございますけれども、やっぱり野菜関係が多く出てくると思うんです。有名なところは何々牛とかあるかも分かりませんが、なので、ただ1点の完全肉類を取り除く、油を取り除く主義だというものの固定概念を一度外していただいて、健康上とか、やはり食生活、いい食事と言えば、肉、魚も出てくるんですけれども、それだけじゃなくて、例えば、麺類が出たときに、肉とかが出るのかといたら、牛乳は出るかもしれませんが、そういうこともあるでしょうし、いい給食と言ったら語弊があるので、おいしい給食ですか、野菜だけでもおいしい給食は作れますので、そういうものを与えることがやっぱり子供たちの成長、健康、生命に関わっていく非常に

重要な一つの取組でもあるのかなと、私は感じたので、今回提案、提言させていただいたので、ビーガン主義という村長が答えた完璧な固定された概念だけのビーガンじゃなくて、食べる上での楽しさを味わえるビーガン給食、そういうものをもしこれからぜひ検討していただければなと思いましたので、今後の検討材料の一つとしてよろしく願いしたいと思います。

これに関しては以上です。

続きまして、2番のコロナウイルス感染症・集団接種問題についての再質問をさせていただきます。

先ほど、佐藤一郎議員からも質問がありましたし、同じご答弁をいただきましたけれども、私がなぜ今回この質問をしたかと申しますと、私、これまで一議員として議会からも、村民からも、ご注意を受けたことが多々ございます。例えばなんですけれども、村内、私の行政区ですけれども、不通話地域があるんですけども、どうなっているんだと、通じるようにしてもらえないのかと。あと、村道、関沢から小宮にかけて、草刈り、今年はやっていないけれども、いつやるんだと。多分、前の建設課長に私申し上げに行ったことがあると思うんです。それで、私、今、1期4年間の総括といたしまして、後援会通信をお配りしていて、同級生だったり、親戚だったり、身近な人間には手渡しとかお電話を差し上げているんですけども、その中で、ある行政区の40代の方から、「今回のコロナウイルスのワクチン接種なんだけれども、一体どうなっているんだ」って聞かれたんですよ。「えっ」って私答えまして、何で村内でやらないんだって、「それは、行政とも話し合っ、アレルギー対応とか副反応とかの面で、村内では救急体制が取れないということで、避難先の自治体とかに今回はお任せするようになってしまったんですけれども」と言ったら、いや、「そういう問題じゃないんだよって、俺たちは村内で打ちたかったんだ」って、「お前、何のために議員をやっているんだ」って、「それを行政に言うのが議員の仕事だろう」って、強いお叱りを、この4年間の中で一番強いお叱りを受けました。それで、今回この質問をさせていただいた次第ではございますけれども、佐藤一郎議員のご答弁にもありましたけれども、できない面もある、またちょっと、できる方向性が見えるのであれば、考えていく面もあるというお話がございましたけれども、全国の自治体の中で、2,000人、3,000人の村や町も存在するんですよ。5,000人、6,000人を切った町、村は幾つも存在します。その自治体は今、全部自分のところでやっていますよ。まあ飯舘村というか、被災12自治体ですか、ここは特殊な例にありますから、地元にいる人、地元にいない人がいますから、今回はこういう措置になったのかも分かりませんが、このワクチン接種イコール、介護、福祉も含めてそうなんですけれども、まず圧倒的に医療体制が整っていないというのがこの村の大問題だと思うんですよ。ワクチン接種もそうですけれども。これに関して、またワクチン接種以外の医療体制を言うと通告外だと言われてしまうのかどうか分かりませんが、そこはあえてやめておきますので、今行っているこのワクチン接種、ちょっといろいろ死亡例とかも出てきて、怖い面とかもあるようですけれども、3回目の接種が必要かどうか、必要でないとか、これから1年後、2年後もまた打たなくてはいけないのではない

かとかいう議論が、朝のいろんな報道番組とかでもやっています。インフルエンザと同じで、これは多分これから何十年も続く話だと思うんですよ。その中で、これから、毎回、毎回、ほかの自治体に任せていくのか。二重生活、二重避難先が認められている現行ですよ、今は、特措法によって。それがなくなってしまうとどうなるのか。今、村内にいない3,000名だか4,000名が全員村内から住所を移すのか、移さなくても、いや俺はほかにいて、飯舘村に住所を置くんだという人もいるかも分かりません、もしかしたら。10人でも、500人でも、1,000人でも。どういう状況になるかは分かりませんが、将来的に考えた場合に、これから3年後でもいいですよ、5年後でも、10年後でも、ずっとほかに任せっ放しにするのか、それとも、佐藤一郎議員からもご提案があった、村内の今で言えばあづまさんですか、の体制の強化、構築づくりをしっかりとやっていくのか。どのように行政としてその辺、医療面、ワクチン接種の将来の接種についてどのように考えているのか、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

健康福祉課長（石井秀徳君） ただいま、議員からおたがしありました。確かにスタートから福島市との協定の中で、接種した中で、非常にそういった、何で村でできないんだという意見は多く寄せられてきたところでもあります。その都度、今の議員にもそうでありませぬけれども、説明をし、電話で問合せあったところにも丁寧に説明をしてきたという経過になっています。一番の問題は、やはりワクチンの量が国全体で確保できていなかったというところに大きな問題があるのかなと感じています。というのは、ワクチンさえ潤沢にあれば、接種体制さえ整えれば、順次ワクチン接種ができたわけでありませぬけれども、予約に応じるだけのワクチンが確保できていなかったという部分が、非常に日本全国でワクチンがスムーズにできなかった要因なのかなと思っています。

今現在、アメリカのファイザー社、モデルナ社、それからアストラゼネカ社ということで、日本でこの3つのワクチンが承認されておりますが、全てがまだ潤沢になるという状況ではありません。そういった中で、先ほどありましたように、3回目のワクチン接種という話も出てきております。今後どうするんだという部分につきましても、そのワクチンが潤沢に入ってきているという状況ではありませんので、今年度については、このような接種体制で行かざるを得ないのかなと感じております。

なお、3回目の接種についても、アメリカでは既にやっているという情報ありますが、2回目接種以降8か月ぐらいの期間をおかなければならないという情報もありますので、そうしますと、今年度の接種というよりは、来年度の接種になるのかなと。その間に、今までの接種体制が果たしてどうなのかという部分も含めて、先ほど来、回答しておりますが、検討して、次回の接種に対応してまいりたいと考えております。

6番（高橋和幸君） 今のご答弁内容の趣旨は理解するんですけども、まず、問題なのが、先ほど申し上げたワクチン接種イコール医療体制不足、この医療体制不足はどうしようもないので、1年、2年で片づけられる問題ではございませんから、今年、来年とかは仕方ないと思うんです、私は。ただ、ちょっとこういうことを申し上げると、議員の私が申し上げると、差別問題じゃないとか、またそういう話になってしまうのかもしれないんですけども、数年後、医療体制が整ったとか、特措法が消えたとか、二重避難

先問題の解決が図られた場合には、今、数のお話をしましたけれども、村内居住者、例えば、今1,400名、1,500名ですよ。これが2,000名ぐらいになるかも分かりませんが、住所を残したままほかに、福島市に2,000名、南相馬市に500名、相馬市に300名とかいるかも分かりませんが、そこいる自治体の人にはその自治体で打ってもらうと、村内にいる居住者の分だけ1,500名、2,000名、これは村内で打つ、こういう考え方でいったほうが、私は一番理想なんじゃないかなと思うんです。村内にいないで、住所を置いてほかにいる人から私の話を聞くと、誹謗中傷また受けるかも分かりませんが、私はそうしたほうが、村内に住んでいる人たちが早く、医療体制も整えてですよ、副反応に対応して、人も整えて、安全に、そして時間的にもスムーズにワクチン接種できる仕組みがつかれるのではないかなと思いますので、村内者は村内でという考え、これからやっていくこと、もし時間と、体制づくりが整えば、そういうことはお考えできるでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 村内の居住者については村内でという、確かにそれが原則ということで、今までも進んでいるところであります。先ほど申し上げていますが、副反応の部分ですね、こちらの重篤な副反応が今の現在、そう多くないということであるとすれば、可能なのかなと思うところであります。ただ、そういった体制も含めて、準備ができるかどうかも含めて、今後検討してまいりたいということでお答えとさせていただきますが、例えば、相馬市のほうとかやっておられるように、例えば、500人規模の接種会場が体育館でできたら、3日で終わるわけですね、1回の接種が。そういうことを想定しますと、いろんな医師会も含めて、あづま脳神経外科病院ももちろんなんですが、協力体制が可能であれば、そういうことも可能なかなと思っているところであります。

6番（高橋和幸君） この問題に関しましても、いろいろな取組の課題、問題点が数多くございますので、ぜひとも慎重に、また前向きに、行政のほうで検討を重ねていただいて、村民のためにしっかりと取り組んでいただければと思います。

続きまして、3番の食料自給率の向上についての再質問でございますけれども、これに関しての再質問の仕方は、元香川県選出の民主党参議院議員植松恵美子先生という女性の方が、麻生副総理に対して、国の食料自給率の向上と銘打って質問して、神演説と言われた質問がございまして、それをちょっと今回引用させてもらって、私は質問してみたいと思いますので、国も巻き込んだ、自治体も巻き込んだ、非常にスケールの大きい再質問になってしまうかも分かりませんが、聞いていただければと思います。

この食料自給率の問題というのは、日本という国、県、市町村、また自治体ごとに幅広く真剣に捉えていかなければいけない問題であると私は考えております。国家で申しますと、自国において食料自給を輸入に頼らずに100%自国での栽培能力に近づける努力をすることは当然の義務であると思っておりますし、規模を縮小して考えれば、我々自治体、飯舘村においても、結びつけられる問題であり、現代における、特に飯舘村も含めて被災12自治体が、今の被災自治体と呼ばれる地域にとっては、切実な関係性に直結する問題であると私は考えております。

自分たちの地域でものを作って、販売して、利益を生み出す、需要と供給をつくり出す

のは、全国どこの自治体に限らず、当然に築き上げねばならない仕組みであると思っております。もちろん現実的に考えると、本村のみで100%の需要と供給、作って、食べて、売って、買ってもらうってというのを、それ100%できるかといったら、私も不可能と、矛盾しているんですけども、不可能と答えざるを得ないところですが、理想として、不測の事態、自然環境、例えば台風や暖冬とか、そういうものがもしあったとして、また何かしらの影響で東西南北全ての交通網が断たれてしまうかもしれませんし、それだけで問題ではありませんけれども、地域を築く基礎にある自分たちでものを作り、自分たちで消費につながる糧を作る、この基本概念を忘れてはならないと、私は強く思っております。この質問においては以上になります。

4番の再質問も植松恵美子参議院議員の質問を引用させていただきますけれども、施設や土地の有効活用という面において、本村においても当てはまる、同等な考え方ができるのではないかなという疑問がなされております。それは、植松恵美子議員がおっしゃった、日本には98もの空港が造られてきたが、アジアの拠点となるべきハブ空港が一つもなかったと。これをもし造っているのであれば、自然と物、人、お金が流れてくる仕組みができていたと。非常に残念でならないと。これ、ある意味、規模を小さくして考えると、本村に、飯舘村に当てはまると思われませんか。私はそう考えるんですけども、菅野前村長のときには、箱物事業と言われてきましたけれども、これからは村民のためになるものづくり、負の遺産にならない公共づくりの在り方、自治体が潤うものづくりへの変換期ではないかと思えます。

私もこれまで幾つか述べさせていただきましたし、ここにおられる佐藤健太議員や、今日はいませんが、長谷川議員からも壮大な事業の提案が以前ございましたが、決して笑いごとじゃないと思うんですよ。そのくらいの熱意と本気度をもって、自然と人、物、お金が流れる仕組みをつくり出していくことが今の本村には求められているのではないかと私は強く思っております。

そこで、今問題なのが、今の飯舘村に人、物、お金が集約されるのはどこでしょうか。道の駅しかないですよ。それだけなんですよ、今。そこが問題なんです。そこが一番のネックなんですよ。国や県の交付金、交付税、補助金を使いたいから、使えるから、つくりたいものをつくるという考え方は、もはや菅野前村長のときに終わったと私は考えております。

そこで、今後どのような形、在り方、考え方で、この物事の流れ、要は、今私が言った物品、人、物、お金ですね、それらができる流れの村づくりに向かうのか。どういう方向性とかじを取っていかなければいけないと行政のほうでは考えているのか。また、村長自身でお考えがあるのかを、今現時点で結構ですので、大まかな将来、実はこんな案を考えていますとか、そういうものがもしあるのであれば、ちょっとお聞かせ願えればなと思います。

総務課長（高橋正文君） ご質問の公共施設、あとは村有財産の今後の考え方ということでございますが、震災後、いろいろ精査いたしまして、まず公共施設については、老朽化しているものは建て替えるということで、例えば、村営住宅、公民館、消防などは建て替

えてきたと。あとは、学校なんかについては、3小学校、1中学校を併合して1つの学校にした。あとは幼稚園2つに保育所が1つが、現在はまでのりの里のこども園になっているということで、一緒にできるものは一緒にしてきた。まず建て替えの必要なものは建て替え、統合できるものは統合してきたということであります。

また、やすらぎとか、柔剣道場といった、今後、利活用の見込みのないものは処分してきたと、解体してきたということであります。

おおむね公共施設、あとは村有財産については、そういう精査をして、8割ぐらいはこの震災後、再利用するもの、あとは解体するもので、処理は済んできた。ただ、議員からおただしのように、今後まだ精査が終わっていない、例えば、草野小学校とか、あとはもりの駅まごころとか、あとは飯樋のやまゆり保育所のところの子育て支援センター、あの辺はまだ未利用になっています。こういうものもございまして、今後、住民の方の利用のニーズとか調べまして、公共施設、あと土地については、村営住宅の跡地等の小規模な土地なんかも各所にございまして、そういう土地なんかについては、財産処分、また民間に活用していただくとか、無償で譲渡するとか、そのような処分というのも選択肢になってくると思います。

いずれにしても、総合的に公有財産、村有財産については、皆さんのニーズも踏まえまして、基本的には庁内の公共施設利活用検討委員会にかけて、一つ一つ今後さらに検討が必要だと考えているところでございます。

6番（高橋和幸君） 今、総務課長から答弁していただいたとおり、処分した場所、また広大に余っている土地をどのように利活用していくのかというのがこれからの非常に重要な課題だと思われましても、そこで、やはり、今何か、例えば、以前の長谷川議員でしたかね、壮大なスケールで商店街とかショッピングモールの誘致とか、やっぱりそういうものにトライ、チャレンジをしていかななくてはいけない面もあると思いますし、今できることを考えることも非常に大事なんですけれども、10年後、20年後、もっと先を見据えた予算取りだったり、計画の策定、国などとの交渉とか担保も非常に重要ではないかなと思っています。例えば、今ある飯館高校ですか、分校、あれがなぜ解体できないのか、私分かっていますけれども、解体できた暁には、何にご利用なさるご準備をされているのか、もしあるのであればお聞きしますけれども。

総務課長（高橋正文君） 深谷の飯館高校の件でございしますが、これについては、今のところ県有財産という、建物、土地についても県の所有する財産でありますので、県でどのような方向性を持っているのか承知しておりませんが、県の動きのほうを見させていただきたいと思います。

6番（高橋和幸君） 答弁書のほうにもりの駅まごころだったり、までのりな家だったり、あいの沢オートキャンプ場などありますけれども、これらもそうですし、そのときにはここにいる皆さん、私たちも誰もいないかもしれないんですけれども、10年後、20年後なんというものは、でもやっぱりそういう先を見据えて準備しておくのも、今私たちに残されたというか、与えられた課題ではないかなと思っています。施設と土地だけ言っているので、また議長の注意が入るのかも分かりませんが、あくまでも村有施設を、

村有の土地を通ったと仮定してもらって聞いていただければありがたいと思うんですけども、例えば、霊山のインターチェンジから縦に流れる道の駅までの重要幹線の道路を造ってもらうとか、長谷川議員からも提案がありましたけれども、非常に壮大でしたけれども、私も言ったことがあります、こういう例えば、オートキャンプ場などもし使えないのであれば、それを切り崩して、壊して、解体して、造成して、サーキット場を造るとか、ばかげているとか、大きな話だなどお思いかもしれませんが、これ現に青森県との県境にある岩手県の小さな町では、公認基準に沿ったサーキット場を備えていて、全国大会なども開かれているんですよ。その来場者の人数は数万人あるという実績があります。やっぱりそういうことをやると、単なる造った人だけにお金が入るんじゃないくて、私が先ほど申し上げた、自治体がもうけられる、飯舘村として人、物、お金が流れる仕組みがつくられるんじゃないかと私は思うんですよ。

そこで、そういう先を見据えた先行投資も必要だと思いますし、今述べた例だけには限りませんが、幅広い視野と視点を持って取り組んでこそ、飯舘村の今後の、将来の明るい兆しが見えてくるのではないかなと思っておりますので、いろいろ大きな話をしましたし、単なる施設1個解体したのをどうするかとか、何百坪の土地をどのように使うかということじゃなくて、もっと大きな質問をしておりますが、そういうことに関して、今後のそういう施設や土地の有効活用の仕方、行政はどのような見解でおられるでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 既にある施設について、それについての利活用の方法については、最初の答弁の中で申し上げさせていただいたかなと思います。

今お聞きいただいているのは、これからですね、いろんな整備といいますかそういうことも含め、将来を見据えてということがないのかというご質問かなと思いますが、例えば、サーキット場というお話を今いただきましたけれども、今、サーキット場、多分お使いいただいている年代の方々がいらっしゃると思うんですが、その方々が例えば10年後もしっかりそのニーズが引き継がれていくかということ、またちょっと違うのかもしれないということを、私としては考えるところがあります。例えば、今、ビンテージブームというか、また再来と言われながら、ビンテージカーとかいろいろなビンテージ物がもてはやされていますが、それを購入する世相が、今ちょうど私たちのような世代がいるからということがあるでしょうから、例えば10年後ということを見据えるのであれば、今の10代、20代、30代の方々がどういう、今ニーズを持っているのか、その世代になったときに何をしたいのかということを見据えるというのは、いわゆるマーケティングというものが重要なんだろうと思います。

です。ですので、最初の答弁の中で申し上げましたが、民間活力の活用ということが、やはり一つ大事だろうなと思っています。行政側で全てを検討してやるというよりも、やはりそこで採算性を持ってやりたい、やるという方々にそこをマーケティングをしながら、ニーズを掘り起こすといいますか、そういう活動が同時にないと、実は投資というものはなかなか回収というのが行政として正しいことなのかどうか分かりませんが、住民の福祉というものにしっかりつながっていくかどうかという部分にありますので、民間が

得意とする部分については、民間ができるような状況を村としてもしっかりとつくっていく必要があるだろうなど。今言っている部分は、村として持っている財産をどう活用して、経費倒れにならないようにしていくかという部分があるかと思っておりますので、もりの駅まごころについては、ご承知だと思いますが、お知らせ版でそこを活用したいと思う方はぜひちょっと声かけてくださいということで、村のほうで数人についてお聞き取りをしていますし、最近もちょっとプロジェクトチームを立ち上げて、実際にそこを活用したいという人を掘り上げるといいますか、見つけるというところから、村は今ちょっと動いている部分も一部の施設についてはありますので、そのような取組をしながら、今おっしゃっていただいたような大きな将来に向かっての投資の部分ということも、別の公共施設検討委員会ではないけれども、別の行政のスキームの中で、民間の活力も含めて検討していくべきことかなと考えております。

以上であります。

6番（高橋和幸君） 多分なんですけれども、村有施設とか土地の有効活用については、多分聞くのは、私4年間のうちで3回目か4回目だと、たしか思うんですけれども、これ何で聞いているかといいますと、例えば、道の駅とか交流センターを造ったときにもそうなんですけれども、やっぱり村民から不安の声があるんですよ、今現在でも。維持費が将来的に大丈夫なのかと。今使っていない村の施設、土地も、これから一体どうやって使っていくんだという、そういう村民の不安の声がありますので、やっぱりそれは払拭して、説明していくのが我々の責任ですし、それを解消して何かに利活用していくのは、それは行政の役目だと思っていますので、こうやって質問をさせていただいております。

今、村長から例を交えながらお話をさせていただきましたけれども、本当にこれ、ここに書いてあるのは、まごころ、までいな、オートキャンプ、3つだけなんですけれども、もっと使えていない土地、使える土地ですよ、施設とかじゃなくても村の住所になったりとかね、というものはまだほかにも1個だけじゃなくであると思うんです。そういうものを本当にこれから、例えば小さな規模で何かしら造ったりとかやっていくのは、非常に重要なことだと思いますし、それがやっぱり村民の福祉の向上、何かしらへの還元へと変わっていかねばやる意味はございませんし、全てが、多分あるのが5個や10個じゃないでしょうから、これから、今から1年、2年でこの物事を済ましていきたいと思いますというのは非常に難しい問題かなと思いますけれども、でもやっぱり被災自治体だからこそ、近々に解決していかねばいけない重要課題だと思いますので、この残された村有施設、また土地の活用の仕方、利用の仕方、貸出しだったり、売りもあるかも分かりませんが、その辺のところをぜひとも慎重に慎重を重ねてご検討させていただいて、村民の集いの場所になるような、村民のためになるような、また行政のためになる有効活用の仕方をぜひともしていただきたいと思いますなと強く、この問題に関しては申し上げて、この質問は終わりたいと思います。

そして、最後に、ぜひとも村民のための政治は将来の村のための政治と考えていただきまして、様々なご意見を拝聴されながら、新しい村づくり、再生と復興に進んでいただけることを強く提言を申し上げまして、私の一般質問を今回は終わらせていただきます。

議長（菅野新一君） これで高橋和幸君の一般質問を終わります。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。再開は15時10分とします。

（午後 2時51分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き、再開します。

（午後 3時10分）

議長（菅野新一君） 3番 長正利一君の発言を許します。

3番（長正利一君） 3番 長正、最後の質問でございまして、簡潔に、今まで回答をいただきましたけれども、今日もよろしくお願ひしたいと思います。

4年間振り返ってみますと、本当に走馬灯のように4年過ぎてしまったと。ここに、あのとき、初めて立ったとき、村長のキャッチフレーズではございませんけれども、わくわく、どきどきとそのような心境で、私は村を変えようと、私がやはりこの有事に際していち早く戻って、元の飯舘村を取り戻そうと、その一翼を担うということで、意気揚々として、今もそうでございますけれども、この飯舘村の名を後継にいつまでも引き継ぐようにしていきたいなという思いでここに立たせていただいているわけです。

4年間振り返って、このような質問の場を数々いただきました。やはり村の提案に対して、我々議員としてこのバッジをつけた以上は、村と行政と両輪という形で、やはりいいものはいいい、駄目なものは駄目と、ものを言える議員にならなくては、一村民を代表してここに立つ意味はないと思って、その決意で今日まで過ごしてきました。

そうした中で、4年前、避難解除されて、その当時もこの先祖代々引き継いだいい農地にあのようなトンパックが置かれて、本当にこの村が計画どおり元の飯舘村に戻るのかという心配をしながら、そして、健康への影響、日々考えながら今日まで過ごしてきました。そういう中でも、本当に私が知っている方々がこの世を去り、本当に今まで以上に亡くなった方が多く、私なりに、多くの方がこの世を去ってしまったと感じています。

これから飯舘村はどうするんだと。やはり村の復興は人がいないとどうしようもないと。住民基本台帳で幾ら5,000人、6,000人いようと、実際に飯舘村で住居を構えて、このいろいろな諸問題に不自由しながらも生活している人が何人いるか。震災前と比べて25%を切っていると、1,200人そこの飯舘村、この広域の飯舘村で、これから本当にやっていけるのかと。今、ちょうど私が勤めているスタンドの前は、あの12号線の道路の工事やっていますけれども、本当にダンプ、工事関係の車両を含めて、今、活気あふれているような現状でございますけれども、これが本当にそういう工事関係が終わって、そのときの飯舘村を考えて、本当にさみしさが舞い戻ってきてしまうんでないかという危惧をしています。いち早く若い世代が戻って、この飯舘村を支えると、そういうふうな行政の指導も必要なのかなと。

新聞等で本当に飯舘村の調べて、飯舘村で、私はここに移住するんだという方も来て、ああすごいなど、やはり我々地元において、このよさというのは当たり前であって、はたから見ればすばらしい美しい村、いい村なんだと、災害も少なくていい村なんだと、話

を受けますけれども、やはりもともと飯舘村で生まれて、今避難している方も含めて、いち早く戻ってきて、この災害の少ない美しい村とともに頑張るために、村民の声をここに反映をしながら、最後の質問となりますけれども、簡潔明瞭な回答で結構でございます。

そういう中で私は、4つの大きな項目の中で質問させていただきますけれども、まず1点は、この被災地云々で、南相馬市含めて、あちらのほうは復興関連、この原発関連のを基に相当の企業が進出して、さらには福大の関係も云々、いろいろ聞いていますけれども、飯舘村を通り越して、あちらのほうに相当のそういう公共的な施設も含めて進出をします。しかしながら、飯舘村については、やはり交通の便の関係かどうか知りませんが、飯舘村にぜひ行って、飯舘村を支えながら、ここで我々の会社も頑張ろうという企業がありません、話はありますけれども、そこから進展をするというような、この4年間の中では、あった話は聞きますけれども、現実的にそう見えた話はなかったと思います。そういう中では、まず企業誘致についてお伺いをしたい。

その内容は、現時点でこの進出する企業はあるのか、ないのか。そして、あれば、この企業がここに進出した場合、村へのメリットはどのようなものが期待されるのか。そうした会社があるとすれば、いつ頃を目途にこの飯舘村で頑張っていただけなのか。そのような問いかけ、まず1点の問いかけでございます。

2つ目としましては、帰還困難区域及び区域外の問題について。

これも長泥を除く他の行政区、19行政区については解除されて、元の飯舘村に戻ろうとする生活をするために進んでいます。しかしながら、長泥行政区については、今道半ばで、令和5年度、拠点内は令和5年の3月を目途に解除する報道もされていますけれども、それも含めて、あそこ、解除されれば、当初は180名ぐらいの村民が戻って元のふるさとで頑張ろうという中で今のあの起伏が激しい長泥行政区の農地を改良して、そしてあとそこに人が集まるような、元の学校周辺を整備をされて、行政として住民の方に提案をした。それで、令和5年度の3月を目途にしていますけれども、その進捗状況についてお伺いしたいということでございます。

その進捗状況の中で、ある住民の方からちょっと前と図面が違ってくるというような話も伺っております。そのような状況はどのようなものなのかお伺いしたいと思っています。

3点目でございます。消防活動についてお伺いするものでございます。

その消防活動の中で、有事における消防団員に出動は十分なのか。この点についてはまだ、そう大きな、この前の台風等々の問題ありましたが、火災等も大きなあれもなかったという部分では、不幸中の幸いだと思いますけれども、そういうふうな中で十分なのか。

しかしながら、団員、各20行政区の中、さらには会社関係で持っている消防団、あと役場職員の中で持っている消防団員の中です。

今、そういう有事の際に、出動できる体制が十分ではないんでないかと。私がそれを感じるのは、春と秋の消防の検閲、本来であれば、コロナがなければ、我々議員としても

あそこに参加をさせていただいて、消防団員の姿を見ること、今までしてきたわけでございますけれども、このコロナが発生して、極力議会代表、議長くらいにとどまって、我々のそういう出席の場がなかったと。そういう中では、飯舘村消防団に籍はあっても、実際、有事でない、春の検閲、さらには秋の、そこで、ふだんは出動できなくても、そういう意思統一を図るためにも、そういう検閲式にはそれだけの団員が来ていただいて、それに臨んでいただければ。そこら辺がどのようなになっているのかお伺いします。

そして、最後、この消防活動も含めてでございますけれども、夜、やはり夜になれば静かです。本当に今、カエルの声が出て、安眠妨害する、私のところはそんな状況でございますけれども、高齢者が多い中で、この消防車両が緊急時、発生した場合、1台が出て、さらに、例えばそこに次の病人が出た場合は、そういう、例えば、原町から来ようが、川俣町から来ようが、時間は当然飯舘村のあそこから来るのとはわけが違いますけれども、そういう体制づくりはできるのかと。やはり村民から何かあったときどうなのかなという声もありますので、そこら辺、確認も含めてお願いしたいと思っています。

運転免許のない方も含めて、これも度々の議会の中で、免許返納云々の流れの中で、ある同僚議員も質問しておりましたけれども、結局、私はこの電動アシストにこだわるのは、家から杖をついて散歩、そこら辺を散歩するには、なかなか足が不自由で遠くまでは行けないと。しかし、飯舘村、昔と違って舗装率も大分道路も整備された中では、この電動アシスト、これはいいもんだなど。免許も要らない、凸凹も少ない中では、やはり生きがい、高齢者の例えば免許を最初から持っていないご婦人方も含めて、ちょっと隣、遠く、歩いては行けないかもしれないけれども、こういうものがあれば、お茶飲みに行ったり、昔話に花が咲くような、元気が出るような手助けが、例えばこの電動アシストがいいかなという話で、私も何件かそういうことで、村のほうで戻ってきている村民に対して、やっぱりできないものでもできるものあるかと思っておりますけれども、いろいろやっている取組は分かります、買物、そのバスに乗って、それは分かりますけれども、自由にそういうふうに行きたい場所、そんな遠くには行けなくても、ちょっとお墓に行きたいとか、そういうことを考えればいかなものかなということで、これも、私も2回、3回やらせていただいておりますけれども、再度お伺いするものでございます。

最後の、私4点と言いましたが、5点ぐらいになっているのかな。インフラ整備、これも村のほうで帰村してきた方に社協を通じていろいろなアンケート取っているかもしれませんが、基本的にはこのインフラ、特に食料品の求めるスーパーが、昔はAコープとか周りにありましたけれども、自分が行って、衝動買い的に買い求めたいというのが、そういう一翼を担うんだと思っておりますけれども、やはり我々1,200人の中で、若い者が、お年寄りについては川俣ファンズとかそれは曜日が決まっている。それはそれで結構なことでございますけれども、移住者で、ここにきた若いご夫婦も含めて、わざわざ川俣町、原町、それがたまにはいいかもしれませんけれども、毎日の中ではせめて10分、何ぼ遠くても10分、15分すれば道の駅まで行けて、そこでそういうセブン以外で買い求められる生鮮品があればいいなど。やっぱり生活していくにはこれだよ。飯舘村へ移住してきた方がやっぱり言うのはこれなんです。店がないと。村としてやはりこれは

村長が、この公約の中に入っているかどうか、多分私は入っていると思って申し上げますけれども、スタイルはどうであっても、生鮮食料品、ミニスーパー的なものは設置すべきではないかと思っていますので、この点、どのようなご回答をいただけるのかお願いしたいなど。

いずれにしても、簡単明瞭で結構でございます。皆さんお疲れでしょうから、よろしくをお願いします。

議長（菅野新一君） ここで事務局より報告をさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

1 番 長谷川芳博議員が15時10分より本日の定例会に出席しております。

以上であります。

村長（杉岡 誠君） 3 番 長正利一議員のご質問1の企業誘致について、1-1から1-3まで関連がありますので、一括してお答えいたします。

まず、1-1の村へ進出する企業は現時点ではあるのかですが、現在、事業規模の大きい企業の村内誘致については、蕨平地区における環境省減容化施設の跡地を利用した木質バイオマス発電施設と、飯樋地区への誘致を想定している次世代型食肉加工施設があります。

次に、1-2の村へのメリットはどのようなものが考えられるのかについてですが、木質バイオマス発電施設については、森林と里山の再生に大きく貢献する持続可能な民間事業であると考えております。特に、木質燃料の確保を目的とした間伐等により森林事業が再生・発展し、村内はもちろん、県内全体の木材の有効活用が図られるとともに、林業に関わる方々の雇用の場が確保されることが最大のメリットと考えております。

また、次世代型食肉加工施設については、計画では従業員100名規模の工場であり、雇用の場の確保が最大のメリットと考えます。もちろん税収入等による各種収入もございますが、企業の誘致によって生じる雇用の場の確保により、現在、村外にお住まいの村民の方を含めて、多世代にわたる移住・定住を促進し、地域振興と地域経済の発展につながることを期待しているところであります。

次に、1-3の今後の進め方について何うについてお答えいたします。

村としましては、いずれの企業誘致についても、関係する行政区のご理解とご協力を得られることが誘致の第一条件と考えております。

このため、木質バイオマス発電施設については、今年度当初に蕨平行政区の総意・要請をいただいたことから、事業実施主体と立地協定を締結し、現在、国と協議を進めているところであります。

また、次世代型食肉加工施設については、飯樋4行政区の役員等への説明を数回実施しておりますが、経営計画を含む詳細が分かり次第、行政区の方々への説明会・意見聴取などを実施したいと考えております。

また、これらの大規模事業所については、村としてのメリットも大きいことから、高率の国補助、県補助の活用支援に加え、村の企業立地支援条例に基づく助成、地元行政区や近隣市町村との調整など、村に立地することの企業側のメリットを最大限に生かせる

よう支援をしてまいります。

なお、このほかにも個人事業主規模の飲食店や事業所の出店を考えている方について、個別に国・県・村の補助事業による支援を進めているところですが、そういった事例を含めて、これまで同様に国・県の補助事業や村の企業立地補助事業などをPRしながら、規模の大小にかかわらず、なりわいの力強い再生と発展に向けて、村としてできる限りの支援に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、このほかのご質問については、担当よりご回答申し上げます。

副村長（高橋祐一君） 私からは、ご質問2、帰還困難区域及び区域外についての2つのご質問に対し、関連がございますので一括してお答えいたします。

まず、村内唯一の帰還困難区域となっている長泥地区における特定復興再生拠点区域については、国が認定した特定復興再生拠点計画の上で、令和5年（2023年）春頃の避難指示解除を目指すこととなっております。

一方、特定復興再生拠点計画に位置づけられていない、いわゆる区域外のエリアについては、昨年12月に国から示された土地活用を目的とした避難指示解除方針について、長泥の皆様への説明や意見の交換を重ねてきたところでございます。

なお、帰還困難区域を抱える町村の協議会が6月に国に提出した要望書を踏まえた与党の第10次提言が政府に提出され、昨日、正式に政府方針が示されました。村としては、その内容を精査し、改めて長泥地区の住民の皆様はその内容をおつなぎして、ご意見を十分にお聞きし、引き続き避難指示解除の時期や方策などの協議を重ねてまいりたいと考えております。

次に、除染も含めた復旧・復興計画の進捗状況であります。国による家屋解体については、長泥地区特定復興再生拠点区域及び区域外について、ほぼ完了しております。また、環境省による除染については、拠点区域においてはほぼ終了しており、令和3年度中に地力回復工事まで全て完了する見込みとなっております。

また、農の再生ゾーンで実施されている環境省による環境再生事業については、令和2年度6月に着工され、令和5年度9月にはおおむね事業が完了する予定となっております。

また、居住促進ゾーンについては、村による復興拠点施設の造成工事及び建築工事がさきの6月議会で議決を受け、造成工事については、7月29日臨時議会において本契約となり、順次進めているところでございます。

以上、長泥地区特定復興再生拠点区域においては、特定復興再生拠点計画に定める令和5年（2023年）春頃の避難指示解除に向けて、国・県・村、関係機関がそれぞれの所管する事業に鋭意取り組んでいるところでございます。

総務課長（高橋正文君） 私のほうからは、3番目の消防活動についてのご質問に、関連がございますので一括してお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1つ目の有事における消防団員の出動は十分なのかというご質問ですが、まず、現在の消防団の状況についてご説明をいたします。

令和3年4月1日現在の総団員数は183名で、村内に帰還している団員は36名となって

おります。

団員の避難先の内訳としては、村外に避難している団員の内訳ですね、全体の約46%に当たる84名が福島市、南相馬市に13名、川俣町に12名、相馬市に11名、その他の市町村に27名という状況でございます。

火災が発生した場合は、まず常備消防である相馬地方広域消防飯館分署が現場に急行し、その情報に基づいて役場職員で組織する役場消防隊と村内就業者等による人員数を確保できた消防団が出動することとなっております。このため、避難先等から駆けつけた消防団員については、残火処理、残り火の処理の活動に従事することが多くなっております。

なお、令和2年度から今年度にかけての火災は、車両火災が1件、林野火災が1件ですが、そのいずれも大きな類焼につながるまえに鎮火できており、ここ数年に生じた火災における対応においては、常備消防、非常備消防と合わせての消防団員の出動は、必要数を満たすものであったと考えております。

また、毎年11月と3月に避難中の消防団員を含めて女性消防隊との連携により防火・防災に関する啓蒙活動を継続して実施しており、予防という観点から大事な出動、活動もあるところであります。

なお、東日本大震災や令和元年度の台風19号に匹敵する広域的な災害においては、短時間で十分な出動団員を確保することは、依然として困難な状況にあると考えております。

2つ目の、各部落ごとの組織を再編する必要はないのかのご質問についてでございます。

消防団は行政区と密接な関係にあり、消防団の組織再編については今後の行政区の運営と併せて検討をする必要があると考えております。したがって、当面は現在の組織体制を維持し、将来的に各行政区の運営を鑑みながら、組織再編を検討してまいりたいと考えておりますが、まずは自主的な提案をいただいている飯樋4行政区をモデルとした自主防災組織の編成などについて、常備消防団とともに協議を重ねてまいりたいと考えているところであります。

3つ目の救急出動中の別の要請がある場合の対応についてでございます。

相馬地方広域消防飯館分署で救急出動中に別事案が発生した場合は、相馬地方広域消防管内での迅速な応援が取れる体制が整備されていると聞いております。

また、飯館分署の救急車両以外の車両には救急バッグが搭載されており、簡易的な処理であれば対応することが可能となっているということでございます。

なお、相馬地方広域消防管内での対応が難しい場合は、伊達地方消防組合との協定により、川俣南分署からも応援を受ける体制となっている状況でございます。

以上でございます。

住民課長（山田敬行君） 私からは、ご質問の4点目、電動アシスト付車の補助についてお答えいたします。

令和2年9月定例会の一般質問において、長正議員から、運転免許証を持たない高齢者への電動アシスト付車の補助制度ができないかのご質問があり、昨年度に運転免許自

主返納者支援事業を創設した経緯があったことから、運転免許証を持たない方への補助制度を検討していく旨の答弁をしたところであります。

しかしながら、運転免許自主返納者支援事業は、予算編成時点で申請件数がなかったことなどから、令和3年度の予算措置をせず見直しを行ったところであり、運転免許証を持たない方の補助制度も同様に予算措置をしておりません。

一方で、村では、村民の移動手段の確保のために、昨年度から村社会福祉協議会へ委託をして、利用者の自宅から村内施設まで、さらに川俣町への買物にも利用できる生活支援ワゴンを運行しており、昨年度の利用者数は延べ2,012人となっております。

生活支援ワゴンや帰村された方の交通移動に係る要望、課題等の実態を把握するため、飯館村社会福祉協議会のご協力をいただいて、本年6月から7月にかけて帰村された高齢者を対象にアンケートを実施し、349人からの回答がありました。アンケート結果では、1つ目、生活支援ワゴンを利用したことがない方は、全回答者の約7割。2つ目、運転免許証を持たない方104人の中で生活支援ワゴンを利用している方は約6割。3つ目、運転免許証返納者、返納予定者、これについては免許証保有者全体の約1割の33人おりましたが、その中で生活支援ワゴンを利用している方は約5割。4つ目、運転免許証を持っている方244人のうち約85%の方、209人は、主に車がないと今後不便との理由から、当分は運転免許証を返納する予定がない。5つ目、現在、家族の送迎に頼っているが、いつまで頼れるかや運転免許証を返納した後の交通移動に不安を持っている方は全体の約1割などがありました。

アンケートの結果では、家族の送迎による交通移動者が一定数ありましたが、生活支援ワゴンについて十分に認知されていない面があると認識しましたので、村としましては、生活支援ワゴンの周知を行いつつ、さらなる利用促進やサービス向上に努めてまいりたいと考えております。

なお、健康福祉課では、散歩や運動等の身体活動を促進することで、健康増進や介護予防を図る各種事業を進めておりますが、ご要望のある方には、さらに介護保険制度での電動アシスト付車のレンタル制度、一定の要件はありますが、ご紹介しておりますので、具体的にご相談いただきたいと思います。

また、村としましては、社会福祉協議会の地域お助け合い事業を推進するなど、高齢者の外出や移動機会の確保を図るために総合的な支援をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

私からは以上です。

村づくり推進課長（村山宏行君） 私からは、ご質問5-1についてお答えをいたします。

現在の村内の買物環境は、道の駅までい館のほか、移動販売や宅配サービスの事業者が村内を循環し営業している状況でございますが、生鮮食料品の取扱いについての要望の声は以前よりいただいております。商工会など関係機関と協議し、共同店舗の開設やスーパー等の誘致に努めてきたところですが、経営的に厳しいとの理由から開店にまで至らなかった経過がございます。

しかしながら、買物環境の充実のためということで、新たに関係者、関係機関との協議

を重ねた結果、8月7日から、毎週土曜日の正午から午後4時まで、道の駅までい館前において、ファンズ川俣店による移動スーパー、これは冷蔵車両になりますが、生鮮食品の販売を行うこととなりました。こちらは、村民のニーズ調査、マーケティングを兼ねた販売となっており、までい館での取扱いがない商品が中心の品ぞろえとなっているところでございます。

今後は、この調査の成果を参考に、村民が求める生鮮食品の需要動向を分析し、関係機関並びに村民の皆様の声を聞きながら、よりよい買物環境となるよう検討してまいりたいと考えております。

なお、道の駅までい館前での移動販売のほか、各行政区集会所等への移動販売や、宅配サービス、買物バス運行や地域お助け合い事業による移動手段の確保など、従来からある買物環境に係る事業や交通手段の確保についても引き続き実施をしております。

3番（長正利一君） 再質問、何点か再確認も含めてお願いしたいと。

まず、企業誘致、この大きなバイオマス、そして次世代型食肉加工施設ということで、大きな2つありますけれども、まずこのバイオマスについては、前にお話は聞きましたけれども確認も含めて。これはいつ頃出来上がるのか再度お願いします。

産業振興課長（三瓶 真君） 木質バイオマスでございますが、今の予定では令和6年度から稼働するというところで計画をしております。

3番（長正利一君） 令和6年、やはり、この部分についても除染等々していない部分も含めて、里山、いち早く、再生も含めて早く造って、稼働していただきたいということでお願いしたいと思えます。

あと問題は、次世代型食肉加工施設、この部分について、その後どうなったのかなと思ひまして、これも確認も含めてどのような現状なのかお聞かせをお願いしたいと思ひます。

村づくり推進課長（村山宏行君） 次世代型の食肉加工施設ということでございますが、今現在、国の補助を、そちらの申請に向けて協議を重ねているというところでございます。今月、それから来月にかけてですか、事業の応募期間となっておりますので、そちらにエントリーをして、国の補助を受けながら工事を進めたいということで、今、調整中でございます。

3番（長正利一君） いずれにしても、周りの地域住民との協議は十分に必要だと思いますし、やはり飯館村に進出して、これくらいのメリットを生かせるという部分については、やはり村としても前向きに取り組んでいただければと。ただ問題は、やはり公害問題、この辺については本当に、造ってしまえばしょうがないでなくて、この公害問題等々は十二分に村としても関係する企業ですか、これと同じような、九州のほうにあると話は聞いていますけれども、やはりそういう現地視察を十二分にして、公害等が発生しなくて、しかもこれができた場合は100人の村への雇用ができ、さらにはそういう税金等々で飯館村に落ちるわけですから、何でも何でも反対なんていうものがあり得ないでしょうが、十二分に協議をして、これも取り組んでいただければと要望いたします。

この件については、この2点、終わりにしたいと思ひます。

あとは、長泥地区等について、一部住民から、前の農地等の工事について、若干違ってきている、これではやる気が、今私より3つぐらい上の方かな、そういうことで、ここに戻って、いち早く花も含めてやりたいんだと。しかしながら、最初の話と土地名義の件でちょっと違うと。私も内容的にはあまり分かりませんので、再度、どのような問題があるのかお願いしたいと。

副村長（高橋祐一君） 長泥の農の再生ゾーンの部分の環境再生事業のエリアのことかなと思っています。現在、2工区、3工区、4工区ということで、工事を進めて発注されているところでございますが、そもそも最初の復興計画の中には、1工区の部分が入っていませんでした。実際的に再生事業を始めるに当たって、長泥の住民の意見、当行政の考え方を詰めた中で、1工区をまず、やはり再生事の中に入れて、農の再生ゾーンとしてやってほしいという流れになっておりました。ただ、そこには条件がありまして、まず一つは、やっぱり土地が共有地になっておりまして、まずはその共有地についても、相続ができていない土地とか、そういう部分があったものですから、環境省サイドの工事としては、やはりそれが確定しないうちには工事には入れないという部分がありまして、その後、裁判についてももう3年ぐらいやっているような状況で、弁護士と調整をしながらやっているわけですが、まだ結論が出ないということでもありますので、その辺の結論が出れば、その工事に進んでいきたいと思っているところではあるんですが、ただやはり、今、村内の仮置場から廃棄物、フレコン関係を運搬しているという状況で、環境省としても早めにそれを搬出したいということがありまして、当初、長泥に再生できるフレコンについては、実は中間貯蔵のほうに運んでしまっている部分あるということから、ちょっと免責的な、今度制約を受けるのかなという状況になっております。ただ、それにつきましても、やはり今年度新たな盛土できる土量を計算しながら、設計等の再設計を組む、そういう中でまた住民等説明会をしていくという話になるかなと思いますので、全てがそれをやめたというわけではなくて、当初の考えを継続してやっていると。

ただ、また、もう一つその中でやらなければいけないというのは、先ほど言いましたように、復興拠点のエリアから外れているという部分がありますので、その辺の拠点のエリアの区域の見直しという部分についても国と協議を重ねていかなければいけないという状況になっています。ただ、その1工区については、先ほど言った令和5年の春の開示までという部分では当然間に合わないという部分になってしまいますので、その部分については、それ以降になってしまう可能性があるという今の状況でございます。

3番（長正利一君） 今、副村長からそういう回答をいただきましたけれども、やはり共同的な土地で、今裁判、3年もかけてやっている。8月頃結審するのかと期待はして、当初の計画どおり進むのかなと、私はその相談者については、やはり長泥行政区については、この汚染された土壌、5,000ベクレル以下のものをえり分けして、以下にして、それを盛土として使うと。言葉は悪いんですが、本当に犠牲を払ってまで我がふるさとで生きがいを、農業ができるようにしてほしい、その条件の下で、束にしてよかろうと。そして、除去ゾーンについても、こういうものが建設されて、憩いの場も含めてやるか

ら、令和5年まで頑張ってくれたエールかなと思っていました。やはり、我々は計り知れない、あのふるさとを失って、あの行政区の境に門番がいて、本当に自由に一般の方はできませんけれども、ふるさと長泥生まれの方にしても、自由には、これは誰か関係者がいないと入っていけないと。本当に墓参りもできないという方もいらっしゃるかもしれませんが、やはり村が入って、国がそこで責任を持ってそういう汚染されたふるさとを、元のおりにはいきませんが、再生するという約束でございますので、これがここに共有地、何百名の人がいるか分かりませんが、こういうご時世の中で、ここに飯舘村、そして県内にいる方については、例えばですよ、そんなに判こつてくれれば、はい分かりましたぐらいのが常識的には考えられますけれども、それが何代にもわたって、飯舘村、東京のほうで、ふるさとにこういう先祖が、こういう土地があるんだってなれば、莫大な金を夢見て判こつかないのかもしれない。でもそういうのは環境省では、国では、これ予想できると思うんですよ。100%こういうふうにできますよ。今、副村長がおっしゃった、当初は入っていないと。しかし、話し合いの中ではそこから、1工区からやってほしいという中で進んできた。その条件の代わりに50センチの盛土は5,000ベクレル以下のものをあそこに、長泥に埋設をし、さらに真新しい土を50センチして、そういうふうにして、ここで頑張ろうと、実証も含めて承認をいただいたわけですから、いずれにしても村は強く環境省に要望していただきたい。その土を仮々置場からあちらのほうに搬入して、その土がない、だから工事の見直しをしなければならないなんていうのは、これは問題ありますので、できるだけ当初の計画どおり、そして、その住民に夢と希望を与えられるような、いち早く、高齢化になっていますので、そのようなことで要望したいと思いますので、再度、村長、コメントお願いしたいと。

村長（杉岡 誠君） 今おただけいただきましたとおり、できるだけ当初の要望どおり、夢と希望が与えられるようにというお言葉でありますし、村としてもそういうつもりで今まで進めてきている部分ありますので、まず、裁判の部分をしっかり、まずはしてということで、次のステップに進めるように、一步一步やっていきたいと思っております。ありがとうございます。

3番（長正利一君） 限られた時間ですから、あともう少しお付き合い願いたいと思っております。

この消防活動についてでございますけれども、団員数、令和3年4月1日現在で183名ということでございますけれども、この直近での検閲関係での出席人数はどれくらいになっているのか、大体で結構です。

総務課長（高橋正文君） 検閲の人数ですが、大体90人ぐらいだったと思っております。

3番（長正利一君） 約半数かなと思っておりますけれども、この数字の中で、この状態は、総務課長としてどう、この人数に対しての出席に対してどんな感想をお持ちか、ちょっとお伺いします。

総務課長（高橋正文君） 出席の90人についてであります。震災後、だんだん総団員数が減って、前は250人近くいたものが、今183人ということなので、こういう避難、震災後の状況ということ、まあやむを得ないという状況はあるかとは思いますが、検

関等には90人、いろいろな避難先、遠くから来ている方もおりますし、よくやっていたという感想を持っておるところであります。

3番（長正利一君） 本当に大変な中で、出席をして、臨んでいただいている、私も本当に感謝しているところでございます。

この消防活動については、各行政区、今回の議会にも車両等の更新もありますけれども、問題は、車両があっても動かせないとか、動かせる人がいないとかという問題も多分に発生してくるのかなど。我々、飯樋4区も含めて、この件については1回、飯樋4区連合の中で話し合いもあって、私、あの会議の中で出席をさせていただいて、取りあえず改善しなくてはいけないのが、この団員数、これだけの団員数で、これだけ村外に避難をしている状況の中で、今後、団員に籍は置いて、まあ私の言葉で申し訳ないんですが、この幽霊団員では、これでは困ってしまうと。本当に活動ができ、村民の財産と生命を守って、ここでこの活動に参加するんだという調査的なことはしているのか。ただ、この再編していくってありますけれども、これではちょっとどうなのかなど。やはり、これで参加を当然もう、他に居を構えて、もう飯館村には戻らないんですと言う方もいるかもしれない。そういう方についてはそういう方で、やっぱり整理をしていかないと、消防団、各行政区あったとしても、ちょっと本来の機能を果たせなくなってしまうのかなど危惧して、私は、その後どうなったのかなという関連で、今回質問したわけですが、いずれにしても、やはり再編は必要であろうと私も思いますので、まず飯樋のほうから検討していくということでございますけれども、これは我々住民として、やっぱりなくてはならない部分でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。回答はいいです。

この確認含めて、川俣分署からの応援を受ける体制となっております。これはもう協定の中で結んでいるのか、再度確認お願いします。

総務課長（高橋正文君） ご存じのとおり、この消防組織というのは、川俣だけに限らず、広域的な災害になると全国的にそういう応援体制というのは構築されておりますので、具体的には近隣の川俣町、川俣南署から応援に来ていただくという協定になっているようでございます。

3番（長正利一君） この件について終わりにします。

では、電動アシストの問題で、自分の思いと村の思いがかみ合わない。やっぱり生きがい、先人が頑張ってきて、世帯がばらばらになって、息子夫婦は福島市、でも自分らは町場にいても生活、もう日中長くてしょうがないと。飯館村に来れば、草むしりとかいろいろあると。私、紹介した方については、基本的には新聞取りに行くのも、新聞屋さんがもっと近くに置いてくれれば置くんでしょうが、あの方は500メートルぐらい、ちょっと入り口まで取りに行っているそうです。でもそこが、今度、舗装になるから、そういうあれをしたいと、乗りたいななんていう話も以前からもらってまして、待てよと、生きがい対策の一つで、やはりこの高齢者、今回の原発災害では本当に苦労して、避難をして、行き場もなくまた戻ってきている状況でございますので、そういう考え方はいかなものかということで質問させていただきましたが。

そういう中で、令和3年度の中では、検討しますよと、運転免許証のない方についても検討しますよと、じゃあ待ってくださいよという形で来ていますけれども、令和3年の予算措置をせず、見直しを行ったところであり、運転免許証を持たない方の補助制度も同様に予算措置をしておりますと、こう書いてあります。問題は、ここに後々、対応あります。福祉で相談あれば対応できるよという回答がありますけれども、これはある程度の認定にならないと、例えば、歩くのにちょっと認定は受けていなくても、足に不自由があって、あれは便利だよという方については、多分にして該当は難しいのかなと思いますけれども、そんな感じ、受け取りなんでしょうかね。このご相談くださいというのあったね。介護保険制度でのレンタル制度、これは簡単にはどんな、最低で受けられる条件というのは。お願いします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 電動アシスト付自転車、いわゆるラクターについては、介護保険制度の中で、リースでお借りできるという事業がございます。ただ、先ほど議員おっしゃったように、要介護度が2以上の方でないと使えないということになっておりますので、誰でも彼でもということではない事業ということになりますので、ご理解いただきたいと思います。介護度についても、ご相談いただければ、該当するかどうかも含めて、お答えさせていただきたいと思います。

3番（長正利一君） そういう制度で無理無理とは行きませんが、やはりその介護になって条件に当てはまれば、ああいいですね、お願いしますよと、こうなる。その手前で受けない部分については、そういう人が困っているんですよ。中途半端だから困っちゃう。買物は村のバス、どこにでもやるから利用してくださいと、相当の数今までやってきました。それはそれで高く評価しますけれども、基本的にはそういう人も帰ってきた飯舘村を思う村民は、そういう方もいらっしゃる。何の楽しみもない。隣に行くにも行けなくなってくる。しかしこのラクターがあれば、人が変わったように毎日が村長のキャッチフレーズのわくわくどきどきするような村民が増えてくる、高齢者が増えてくるのではないかと、私はそういうふうに一人思いしています。

何かの機会に、私はこの質問が最後でございますけれども、そんな形で、できるものはできる、できないものはできないで結構でございますから、この議会の専門用語でございますけれども、検討します、検討します、我々から言うと、検討するというのはばら色の言葉だなと思っているんです。でもこれ、3か月に1回こういうふうな質問の場しかございませんので、前の繰り返し、繰り返し、あの野郎、どうなったのって、ちょっと変でないのっていうご批判も受けますので、今回は自分の人生の中では、そういうふうな思い、このバッジに秘める思いを、整理も含めて話させていただきました。何かの機会があればそんなことで再度お願いしたいと思っています。

あと、インフラ整備の生鮮、これについては、本当にこの回答いただいて、一歩前進かなと思っています。ファンズさんには本当に、宅配からいろいろやって、集会所巡りもやって、さらには今度、あそこで固定して、土曜日と、4時までということでもありますけれども、これは週1回でなくて、最低でも2回、3回ぐらいの、そうなる毎日と、こうなりますけれども、ある程度の回数は増やして、基本的には若い人は土曜日とか、

日曜日は村外に出て買物するわけですから。通常の月曜日から金曜日の範囲でこの生活をしている中では、酒のつまみに刺身が食べたいなんていうのは、大久保・外内集会所に今日ファンズで来るから、ちょっと時間給もらって刺身買ってくるよと、こんなこと、ちょっと何考えてるのって、ありますから、そうではなくて、あそこに行って、衝動買いをして、ある程度の用足しができるようなこの村、小さいながらもそういうふうなできる場所がほしいなということで、今後、検討も含めてお願いしたいと思っています。

いろいろ再質問をさせていただきましたけれども、基本的には本当にこの4年間の時間というものが、今まで65年間の中では、この震災10年、その間にこの議員という人生ありましたけれども、我々このバッジをつけるというのは、村民を代表してこの村の行政執行を検討して、皆さんとともに頑張るとい村づくりをしているわけですから、基本的に私は、一つだけ反論したいのは、風邪を引いたように、かかったように、何でもかんでも、今飯館村は箱物造ってどうのこうのって、会うたびに言われまして、箱物造ったって、先ほど回答ありましたけれども、余計に新しいもの造ったというのはない。しかしながら、なくてはならない最低必要なものを我々は菅野村長から提出されて、それでよかろうと。そして、こういうふうにしてきたわけですから、私は一議員として、村長一人ではできない部分、我々はその責任もあるわけですから、健全な財政づくり、皆さんにお任せをしているわけですから、やっぱりそれに向かって提案をして、そして村の職員、任期付も含めて百二、三十人いるという流れでございますけれども、皆さんはやはり飯館村で、ここで村民のために頑張ると、もちろん自分のために頑張るといこともあるでしょうが、まず一つは村民のためにいい汗をかいていただいて、やはりいい村をつくるには皆さんが一人でも多くこの村に戻ってきていただかないと、移住・定住・交流事業だけでは、村は支えられないと思います。そんな観点から、最後の要望になりますけれども、一人でも多く飯館村に骨を埋めるような職員の、ひとつ一人でも多い職員を期待して、私の質問を終わらせていただきます。

本当にありがとうございました。

議長（菅野新一君） これで長正利一君の一般質問を終わります。

これで本定例会の一般質問を終わります。

#### ◎散会の宣告

議長（菅野新一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまです。

(午後4時19分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年9月1日

飯 館 村 議 会 議 長           菅野 新一

同           会議録署名議員           高橋 孝雄

同           会議録署名議員           高橋 和幸

令和3年9月10日

令和3年第5回飯舘村議会定例会会議録（第3号）

令和3年第5回飯館村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	令和3年9月10日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和3年9月10日 午前10時00分				
	閉会	令和3年9月10日 午前10時46分				
忘（不） 招議及 出席議並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	長谷川芳博	○	2	佐藤健太	○
	3	長正利一	○	4	佐藤一郎	○
	5	高橋孝雄	○	6	高橋和幸	○
	7	渡邊計	○	8	佐藤八郎	○
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	7番 渡邊 計		8番 佐藤八郎			
職務出席者	事務局長 細川 亨		書記 伊藤博樹		書記 松本義之	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡 誠	○	副村長	高橋祐一	○
	総務課長	高橋正文	○	村づくり推進課長	村山宏行	○
	住民課長	山田敬行	○	健康福祉課長	石井秀徳	○
	産業振興課長	三瓶 真	○	建設課長	高橋栄二	○
	教育長	遠藤 哲	○	教育課長	佐藤正幸	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	農業委員会 農事務局長	三瓶 真	○
	農業委員会 会長	菅野啓一	○	選挙管理委員会 書記	高橋正文	○
選挙管理委員会 委員長	伊東 利	○	代表監査委員	高野孝一	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和3年9月10日（金）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 発委第 2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）
- 日程第 3 発委第 3号 東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の報告について
- 日程第 4 発委第 4号 飯舘村議会改革特別委員会の報告について
- 日程第 5 議案第73号 令和3年度飯舘村一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 6 議案第74号 令和3年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第75号 令和3年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第76号 令和2年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第77号 令和2年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第78号 令和2年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第79号 令和2年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第80号 令和2年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第81号 令和2年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第82号 飯舘村手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第83号 飯舘村消防団小型ポンプ付積載車の取得について
- 日程第16 議案第84号 飯舘村過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第17 閉会中の継続調査の件

## 会 議 の 経 過

### ◎開議の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### ◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

本日、発委第2号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）が、議会運営委員長より提出されております。

次に、発委第3号東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会報告書が、特別委員会委員長より提出されております。

次に、発委第4号議会改革特別委員会報告書が、特別委員会委員長より提出されております。

次に、決算審査特別委員会が9月6日から9月8日まで、令和2年度決算認定審査のため開催され、結果についてはお手元に配付のとおり議長に報告されております。

次に、9月8日に議会運営委員会が、本日の議事日程等議会運営協議のため開催されております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、7番 渡邊 計君、8番 佐藤 八郎君を指名します。

### ◎日程第2、発委第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

議長（菅野新一君） 日程第2、発委第2号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）を議題とします。

委員長の説明を求めます。

議会運営委員長（高橋孝雄君） ただいま議題となりました発委第2号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）について説明いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。

地方自治体は、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、地方税財源の充実が不可欠であります。

このような状況の中、市町村が地域の日常に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税や地方交付税などの一般財源総額の確保が不可欠であるため、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

令和3年9月10日

飯舘村議会議長名

宛先は、

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

経済産業大臣

経済再生担当大臣であります。

以上です。

議長（菅野新一君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

委員長は自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3、発委第3号 東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の報告について

議長（菅野新一君） 日程第3、発委第3号東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の報告についての件を議題とします。

委員長の報告を求めます。

東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員長（相良 弘君） 当委員会に付託された調査事件は、平成23年3月11日発生した東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所事故による、政府災害対策本部による計画的避難区域指定により、全村避難を余儀なくされた村民の一刻も早い帰村と復興に向けた取組等の調査のため、平成23年7月27日に設置された委員会であります。

平成29年3月31日に、帰還困難区域の長泥行政区を除き、避難指示解除がなされました。

さらに国は、福島復興再生特別措置法の改正により、帰還困難区域の早期避難解除を目指すとともに、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原子力事故災害も新たなステージを迎えています。全ての課題が解決したわけではありませんが、一定程度の復興の進展は認められたものと確信するものであります。

なお、現在の課題としては、次の項目が残されているものと総括いたしました。

- ①森林除染と木質バイオマス施設整備
- ②村民の生活保障
- ③損害賠償による生活保障
- ④河川、ダム、ため池の除染
- ⑤村民の健康補償
- ⑥福島原子力発電所の早期廃炉
- ⑦農産物の風評被害対策と補償
- ⑧賠償から生活支援への制度化

今後の原子力事故災害に関する事件は、全員協議会に委ねることにいたしました。

以上、このたびの原子力事故災害に当たり、多くの方々からの支援等をいただいていることに対して、深く敬意と感謝を表し、東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の報告とします。

議長（菅野新一君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

委員長は自席にお戻りください。

これから発委第3号東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の報告についての件を採決します。

お諮りします。本案は報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本件は報告のとおり可決されました。

#### ◎日程第4、発委第4号 飯舘村議会改革特別委員会の報告について

議長（菅野新一君） 日程第4、発委第4号飯舘村議会改革特別委員会の報告についての件を議題とします。

委員長の報告を求めます。

飯舘村議会改革特別委員長（佐藤一郎君） 報告いたします。

平成30年9月14日に当委員会は設置されました。付託された調査案件は、1つ目に飯舘村議会の資質の向上と活動の活性化、2つ目に申合せ事項の再検証、3つ目に議会基本条例の制定について、4つ目にそのほか村の改革に対応できる議会を形成するため必要な事項の検証を目的とし設置された委員会であります。

本件の調査及び経過については、平成30年9月21日から令和3年7月29日までの計10回の特別委員会を開催し、過去の議会改革に関する経緯並びに調査事項のスケジュールや

申合せ事項など、資料を基に協議を行いました。申合せ事項の改訂や確認作業を行ってきました。

さらに、広報・広聴・情報公開並びに議員定数に関する経緯や議会報告会など、他市町村の状況を把握しながら、議員の資質の向上と活動の活性化、議会基本条例の制定に向けて協議を重ねてまいりました。

結果として、1つ目に村民のための分かりやすい村民参加型の議会、2つ目に村民との信頼関係の確保、3つ目に議員の倫理などの課題が明らかになりました。

今後については、当面の間、申合せ事項を継続しつつも、議会基本条例の必要性の有無については慎重に継続審議し、当特別委員会についても、村民から理解を得ながら今後必要に応じて継続し、議論を積み重ねていくこととします。

以上、飯舘村議会改革特別委員会の報告といたします。

議長（菅野新一君） これから委員長の報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

委員長は自席にお戻りください。

これから発委第4号飯舘村議会改革特別委員会の報告についての件を採決します。

お諮りします。本件は報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本件は報告のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第73号 令和3年度飯舘村一般会計補正予算（第4号）

議長（菅野新一君） 日程第5、議案第73号令和3年度飯舘村一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第74号 令和3年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（菅野新一君） 日程第6、議案第74号令和3年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第75号 令和3年度飯舘村介護保険特別会計補正予算(第2号)

議長(菅野新一君) 日程第7、議案第75号令和3年度飯舘村介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第76号 令和2年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第9、議案第77号 令和2年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10、議案第78号 令和2年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11、議案第79号 令和2年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12、議案第80号 令和2年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13、議案第81号 令和2年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議長(菅野新一君) 特別委員会に付託しておきました日程第8、議案第76号令和2年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第77号令和2年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第78号令和2年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第79号令和2年度飯舘

村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第80号令和2年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、議案第81号令和2年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上6議案について一括議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長（相良 弘君） ただいま議題となりました議案第76号から議案第81号の令和2年度一般会計決算認定並びに各特別会計決算認定審査を、9月6日から8日の3日間にわたり、8人で構成する決算審査特別委員会を開き、委員長に私相良 弘、副委員長に佐藤一郎委員が選出され、慎重に審査をいたしました。その経過と結果について報告します。

本特別委員会の審査の経過であります。9月6日は各課長等から担当する事務、事業に係る経費の決算状況について詳細に説明を受けました。その後、9月7日から8日には、決算書並びに決算に係る主要な施策の成果報告書、基金の運用状況調書、決算説明資料、監査委員の決算審査意見書等を基に、村長等に対し、総括質疑を行いました。

質疑においては、各事業における成果及び事業の効果などを確認、さらに今後の課題と方針等をたどしました。その主なものは、帰村者の生活環境整備、健康管理、介護環境整備、農業を中心としたなりわい再生等についてでありました。

このほかにも、多くの事業に係る意見・指摘がなされました。

全村避難指示から10年6か月が経過し、長かった避難生活の影響は計り知れないものがありますが、一歩ずつ前に歩みを進めることが大切ではないかと感じました。

本決算の審査を踏まえて、来年度予算、事業展開に反映していただきたいものと思いません。

以上を踏まえた結果、議案第76号令和2年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について、議案第77号令和2年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第78号令和2年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第79号令和2年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第80号令和2年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第81号令和2年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上の6議案については、全会計で歳出総額192億円を越す決算であり、事業も多岐にわたる中で、おおむね目的に沿って執行されており、適切であると認め、全ての議案については認定すべきものと決定したので報告します。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

議長（菅野新一君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから議案第76号から議案第81号までの各議案に対する討論を行います。

8番（佐藤八郎君） 議案第76号令和2年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について、反対

の立場で発言をいたします。

決算委員会での質疑で、この決算での村民のための成果・見通しを聞いて、答弁や説明をいただきましたが、未解決の執行や生活の在り方まで変えてしまったコロナウイルス対策もあり、予算減額しても未執行や減額するものもありました。

基幹産業の農業再生は、やる気のある村民によって徐々に土地活用が進められていますが、営農としての収支バランスは心配しているところであります。

国、県挙げてのコロナ対策については、医療体制の弱い本村にとっては、執行努力もあり、他市町村との協力もあり推進されていますが、ワクチン接種の年齢、予約など、村民にとっては不安や戸惑いがあります。村民任せにすることなく、見通しをつけて接種できるよう、工夫すべきであります。

この決算、原発事故以後として、将来にわたっての村民のためになるか、負の遺産となるかの10年仕上げの決算であります。多くの村民の声、願いとは違う施策や施設、内容として見える、分かるものとなっていないことも多々ありますので、多くの議員から決算委員会で100近くの質疑がなされましたので、提案、疑問視されたことをこれからの行政執行にきちんと検証され生かされるよう申し上げて、発言といたします。

議長（菅野新一君） ほかに討論はありませんか。

6番（高橋和幸君） このたびの議案第76号のかけられました決算審査特別委員会においては、私のほうからもたくさん質問をさせていただきました。その中で、このたびの議案第76号、決算委員会に諮られました件については、前村長の最後の予算執行に関わる決算審査でありましたが、決算委員会にて指摘のあった草野小への重岡氏の備品運搬代や予算の使用パーセンテージ率がございましたが、多少の金額のずれが生じていた点があったとしても、全体的に鑑みて、それをもって一概に予算執行が駄目で否定すべきものであると言うには、現実的に見て合理性かつ整合性に欠け、予算の全体を見ますとおおむね適正に執行されてきた事実であることは明白であり、否定して予算執行の支障となりますと、現在必死に頑張っておられます農産業従事者や事業者に対して多大なるご迷惑をおかけしてしまうのは、議会としても、また議員としても意図するものではございません。

それらの点からも、今回の予算執行は行政の努力も見受けられ、また村民の福祉、福利のために多大に貢献されており、批判もある中、前村長の残してきた事実があるからこそ今の村の存続にもつながっているという事実がございますし、それらを見ましても合理的かつ適正に公正公平をもって執行されてきたのは明らかですので、令和2年度の決算審査特別委員会の結果に関しましては、私は賛成の立場で討論とするものであります。

以上。

議長（菅野新一君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで討論を終わります。

これから、議案第76号令和2年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(菅野新一君) 起立多数です。お座りください。

よって、本案は認定することに決定しました。

これから、議案第77号令和2年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定しました。

これから、議案第78号令和2年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

これから、議案第79号令和2年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定しました。

これから、議案第80号令和2年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第81号令和2年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定しました。

◎日程第14、議案第82号 飯舘村手数料徴収条例の一部を改正する条例

議長(菅野新一君) 日程第14、議案第82号飯舘村手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15、議案第83号 飯舘村消防団小型ポンプ付積載車の取得について

議長(菅野新一君) 日程第15、議案第83号飯舘村消防団小型ポンプ付積載車の取得についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16、議案第84号 飯舘村過疎地域持続的発展計画の策定について

議長(菅野新一君) 日程第16、議案第84号飯舘村過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番(佐藤八郎君) これを頂きまして、全部読了したわけではありませんけれども、まず1点目に、策定に当たった方々と経過などを伺っておきたい。

2点目は、今後の取組の在り方。これは5年間の計画ということで、いろいろな点で、

例えばものによっては審議会やら、プロジェクトチームなり、協議会なりいろいろつくりながら、さらに計画を具現化したりしてやっていく方向なのかなと、読んだ感想としては思っているんですけども、その辺をお聞かせ願いたい。

村づくり推進課長（村山宏行君） まず、策定の経過でございますけれども、このいわゆる過疎計画、今回過疎地域持続的発展計画となっておりますが、過疎計画につきましては村の財政計画とリンクするというので、これまでもその一環として策定してまいりました。したがって、こちらについては第6次総合振興計画、それから過去の復興計画を基にして、内部で策定しております。ただ、これにつきまして各課の意見、それからパブリックコメントを予定ということで、それらを踏った上での計画の策定ということになってございます。

それと、今後についてでありますけれども、ご承知のように、この過疎計画につきましては村の財政計画の一部となりますので、非常に今、復興交付金という形で国の手厚い保護があるということがありますので、それを補完するものという形で活用していただくということになります。具体的には、この各事業それぞれの中で、今後行政がこういった事業に取り組む際に、そちらの目安になるということでございます。

当然、議員おただしのように、具体的に事業の進行に当たっては関係者の委員会をつくる、あるいは具体的なプロジェクト、そういったことで進めながら、財源の確保に向けて動いていくという形になります。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 移動手手段確保に関するアンケート集計結果、大変これ、こういう実態をつかむという点では非常にいいものだなと思っています。この辺を綿密にされて、いろいろな点で、そんなに難しいことではないので、やっていったら、もっともっと深まった、村、村民、合意された中での村づくりに役に立つのではないかと考えていますので、その辺を具体化し、そして今の時点ではどんなことをスタートされたんですか。9月にできたばかりなので、今の時点で考えていらっしゃることを、一言聞かせていただきたい。

総務課長（高橋正文君） この過疎地域持続的発展計画、令和3年から5年間という計画で、今年度策定して、今後の事業を進めていくということになりますが、今ほどあった村民のアンケート等、非常に有効だということでございます。この過疎計画ですが、ローリングして5か年間実施していくものでありますので、今議員からあったように、村民の意向なんかも取り入れて、今後の計画に反映させていくという考えをしております。

できたばかりなので、今年度は当初からある予算等もここに反映されておりますので、それで今年度については進めていくということになるかと思っております。

なお、村づくり推進課長からもありましたが、これは財源を得るために過疎債を借りるための計画ということもございまして、ただ、これから5年間、第2期復興・創生期間でもありますので、できるだけこの借金ではなくて、他の有利な補助事業を活用して、その施策を進めていくという考えをしております。どうしても財源がない場合は、この計画に基づいた過疎債を、過疎債も有利な借金でありますので、これを活用していくということになるかと思っております。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。  
（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。  
これから本案について採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17、閉会中の継続調査の件

議長（菅野新一君） 日程第17、閉会中の継続調査の件を議題とします。  
議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出のとおり閉会中の継続調査の申出があります。  
お諮りします。委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。  
（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。  
よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（菅野新一君） これで本日の日程は全部終了しました。  
会議を閉じます  
令和3年第5回飯館村議会定例会を閉会いたします。  
ご苦労さまです。

（午前10時46分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年9月10日

飯 舘 村 議 会 議 長           菅野 新一

同           会議録署名議員           渡邊 計

同           会議録署名議員           佐藤 八郎